

平成 2 3 年 第 2 回 御代田町 議会 定例会  
議事日程 (第 1 号)

平成 2 3 年 6 月 6 日 開会

- 日程第 1 開会宣言
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 町長招集あいさつ
- 議案上程
- 日程第 5 議案第 4 4 号 専決処分事項の報告について
- 日程第 6 議案第 4 5 号 専決処分事項の報告について
- 日程第 7 議案第 4 6 号 専決処分事項の報告について
- 日程第 8 議案第 4 7 号 専決処分事項の報告について
- 日程第 9 議案第 4 8 号 専決処分事項の報告について
- 日程第 1 0 議案第 4 9 号 専決処分事項の報告について
- 日程第 1 1 議案第 5 0 号 専決処分事項の報告について
- 日程第 1 2 議案第 5 1 号 専決処分事項の報告について
- 日程第 1 3 議案第 5 2 号 専決処分事項の報告について
- 日程第 1 4 議案第 5 3 号 専決処分事項の報告について
- 日程第 1 5 議案第 5 4 号 専決処分事項の報告について
- 日程第 1 6 議案第 5 5 号 専決処分事項の報告について
- 日程第 1 7 議案第 5 6 号 監査委員の選任について
- 日程第 1 8 議案第 5 7 号 平成 2 3 年度まちづくり交付金事業防災行政無線施設整備工  
事請負契約について
- 日程第 1 9 議案第 5 8 号 御代田中学校既存校舎解体・グラウンド造成工事請負契約に  
ついて
- 日程第 2 0 議案第 5 9 号 御代田町町税条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 2 1 議案第 6 0 号 御代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 2 2 議案第 6 1 号 平成 2 3 年度御代田町一般会計補正予算案 (第 1 号) につい

て

- 日程第 2 3 議案第 6 2 号 平成 2 3 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第 1 号）について
- 日程第 2 4 議案第 6 3 号 平成 2 3 年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）について
- 日程第 2 5 議案第 6 4 号 平成 2 3 年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）について
- 日程第 2 6 議案第 6 5 号 平成 2 3 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）について
- 日程第 2 7 平成 2 2 年度御代田町土地開発公社事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の報告について
- 日程第 2 8 平成 2 2 年度御代田町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 2 9 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

## 平成 2 3 年 第 2 回 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	平成 2 3 年 6 月 6 日		
招 集 の 場 所	御 代 田 町 議 事 堂		
開 閉 会 日 時	開 会	平成 2 3 年 6 月 6 日	午前 1 0 時 0 0 分
	閉 会	平成 2 3 年 6 月 1 3 日	午前 1 0 時 1 6 分

### 第 1 日 目

開 議 ・ 散 会 の 日 時	開 議	平成 2 3 年 6 月 6 日	午前 1 0 時 0 0 分
	散 会	平成 2 3 年 6 月 6 日	午後 3 時 0 3 分

### 出 席 及 び 欠 席 議 員 の 氏 名 、 席 次

議 席	氏 名	出 欠 席	議 席	氏 名	出 欠 席
1	野 元 三 夫	出 席	8	古 越 弘	出 席
2	小 井 土 哲 雄	出 席	9	武 井 武	出 席
3	仁 科 英 一	出 席	1 0	笹 沢 武	出 席
4	茂 木 勲	出 席	1 1	市 村 千 恵 子	出 席
5	池 田 健 一 郎	出 席	1 3	内 堀 恵 人	出 席
6	東 口 重 信	出 席	1 4	柳 澤 治	出 席
7	古 越 日 里	出 席			

会 議 録 署 名 議 員	5 番 池 田 健 一 郎
	6 番 東 口 重 信

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	荻 原 謙 一
係 長	古 越 光 弘

説明のため出席した者の職氏名

町 長	茂 木 祐 司	教 育 長	高 山 佐 喜 男
総 務 課 長	荻 原 眞 一	会 計 管 理 者	重 田 重 嘉
税 務 課 長	山 本 邦 重	企 画 財 政 課 長	内 堀 豊 彦
町 民 課 長	尾 台 清 注	教 育 次 長	荻 原 正
産 業 経 済 課 長	清 水 成 信	保 健 福 祉 課 長	土 屋 和 明
消 防 課 長	重 田 勝 彦	建 設 課 長	荻 原 浩
議 事 日 程	別 紙		
議 長 の 諸 報 告	別 紙		
会 議 事 件	別 紙		
会 議 の 経 過	別 紙		

## 第 2 回定例会会議録

平成 23 年 6 月 6 日 (月)

開 会 午前 10 時 00 分

### ―― 日程第 1 開会宣言 ――

○議長（柳澤 治君） あらためまして、おはようございます。

これより、平成 23 年第 2 回御代田町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は 13 名、全員の出席であります。

理事者側でも、全員の出席であります。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

### ―― 諸般の報告 ――

日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

荻原謙一議会事務局長。

（議会事務局長 荻原謙一君 登壇）

○議会事務局長（荻原謙一君） 書類番号 1 をご覧いただきたいと思います。

諸般の報告

平成 23 年 6 月 6 日

1. 本定例会に別紙配布のとおり町長から議案 22 件、報告 2 件、諮問 1 件が提出されています。

2. 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。

3. 本定例会に説明のため、町長ほか関係者に出席を求めました。

4. 本定例会における一般質問通告者は、古越日里議員他 9 名であります。

5. 閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

次のページからは監査委員からの定例監査、例月出納検査報告書でございますので、後ほどご覧をいただきたいと思います。

また、閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折りに報告させていただきますので、この場においては省略させていただきます。以上でございます。

○議長（柳澤 治君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

―――日程第2 会期決定―――

○議長（柳澤 治君） 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議してございますので、議会運営委員長より報告を求めます。

市村千恵子議会運営委員長。

（議会運営委員長 市村千恵子君 登壇）

○議会運営委員長（市村千恵子君） おはようございます。

それでは報告いたします。

去る5月30日、午後1時30分より、議会運営委員会を開催し、平成23年第2回御代田町議会定例会に提出予定の議案、一般質問等について、審議日程等を検討しましたので、その結果を報告いたします。

本定例会に町長から提案されます案件は、専決12件、人事案1件、事件案2件、条例案2件、予算案5件、報告2件、諮問1件の、計25件であります。

3月定例会以後提出されました陳情等はございませんでした。

会期は本日より6月13日までの8日間とすることに決定いたしました。

次に、審議日程につきましては、書類番号1をご覧いただきたいと思っております。

15ページをお開きください。

平成23年第2回御代田町議会定例会会期及び審議予定表

日時・月日・曜日・開議時刻・内容

第 1 日目	6 月 6 日	月曜日	午前 10 時	開会 諸般の報告 会期の決定 会議録署名議員の指名 町長招集のあいさつ 議案上程 議案に対する質疑 議案の委員会付託
第 2 日目	6 月 7 日	火曜日	午前 10 時	一般質問

第 3 日目	6 月 8 日	水曜日	午前 10 時	一般質問
第 4 日目	6 月 9 日	木曜日	午前 10 時	常任委員会
第 5 日目	6 月 10 日	金曜日	午前 10 時	全員協議会
第 6 日目	6 月 11 日	土曜日		休会
第 7 日目	6 月 12 日	日曜日		休会
第 8 日目	6 月 13 日	月曜日	午前 10 時	委員長報告 質疑・討論・採決 閉会

続きまして各常任委員会、全員協議会の会場、時間についてご報告いたします。  
次のページをご覧ください。

#### 常任委員会開催日程

##### 総務福祉文教常任委員会

6 月 9 日 木曜日 午前 10 時 大会議室

##### 町民建設経済常任委員会

6 月 9 日 木曜日 午前 10 時 議場

#### 全員協議会開催日程

6 月 10 日 金曜日 午前 10 時 大会議室

以上です。報告を終わります。

○議長（柳澤 治君） ただいま、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日より 6 月 13 日までの 8 日間といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日より 6 月 13 日までの 8 日間と決しました。

#### ――― 日程第 3 会議録署名議員の指名 ―――

○議長（柳澤 治君） 日程第 3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長において

5 番 池田健一郎議員

6 番 東口 重信議員

を指名いたします。

―――日程第4 町長招集あいさつ―――

○議長（柳澤 治君） 日程第4 議会招集のあいさつを求めます。

茂木祐司町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 議員の皆さまには、公私とも何かとご多用のところ、平成23年第2回議会定例会にご参集を賜り、議会が開会できますことに、厚く感謝を申し上げます。

3月11日に発生した、東日本大震災は、未曾有の大災害となりました。想像を絶する、多くの尊い命とともに生活の基盤や経済的な基盤をも奪い取り、更に原子力発電所の事故によって、放射能汚染という、過去に経験したことのない被害を生み出しました。大震災によって不幸にも亡くられました皆さまとそのご家族の皆さまに、心より哀悼の意を表しますとともに、いまだ不自由な避難所生活をされている方々に、一日も早い平穏な生活と地域の復興を願うものです。政府に対しましては、責任を持った迅速な対処を強く求めると同時に、御代田町としては、被災地あるいは県の要請に基づいて、引き続き支援を進めてまいります。

大震災から既に3カ月が経過しようとしています。御代田町の救援対応につきましては、3月13日の日曜日に救援本部を設置し、救援募金、救援物資、被災者の受け入れ、職員派遣を含む人的支援などに取り組んでまいりました。救援募金に関しましては、各区を通じての募金や、会社・団体・学校単位などの皆さまから5月31日現在で、総額1,020万円を超える募金を寄せていただきました。町民の皆さまの温かいご支援とご協力に対しまして、心から感謝を申し上げます。

この募金とは別に、御代田町として公費による義援金150万円を長野県町村会を通じて、被災地に送金しております。

救援物資につきましては、震災直後から3月末までの2週間の間に、毛布、紙おむつ、飲料水、タオルなど、2トントラック3台分が町や社会福祉協議会へ届けられ、長野県を通して岩手県の被災地へ送りました。被災者の受け入れにつきましては、集団での避難に備え、ハートピアみよた、上宿公民館を避難所として開設し、食事やお風呂の提供ができるよう準備してまいりました。また、世帯単位で避難さ



れてこられた被災者の皆さんには、住宅の斡旋などを行い、被災者の支援に努めてまいりました。4月7日には、町の救援本部作業班会議を開催し、避難されてこられた方の支援等に関する検討作業を行っております。これまでに御代田町には、福島県から5世帯16名の皆さまが避難されていましたが、現地に戻った方などもおり、現在は2世帯3名となっています。町職員及び保健師などの被災地への派遣につきましては、町村会あるいは県を通じて、被災市町村からの要請を受けて、対応を行っております。

福島第一原発の事故による放射性物質の影響につきましては、収束の見通しが立たずに、不安が増しております。放射性物質の観測と情報の発信については、県が行ってきました。3月16日以降の観測点は8カ所で、近くでは小諸市で観測しています。結果は、通常値を大きく上回る変化はなく、健康に影響を与えるものではないとのことです。放射性物質による町の上水道への影響につきましては、震災直後に住民の皆さまから数件の問い合わせがありましたので、3月28日に寺沢水源地及び蟻ヶ沢水源地の2カ所の地下水について、検査を依頼したところ、放射性ヨウ素、セシウムのいずれも検出されませんでした。浅麓水道企業団では、4月18日に検査を依頼しており、佐久水道企業団では、4月21日からおおむね1週間おきに検査を依頼し、検査結果としては、いずれも検出されていないとの報告を受けています。

今後につきましては、大気中の空間放射線量の観測数値あるいは佐久水道企業団の1週間ごとの数値に注目して、万が一大きな増加がありましたら、即時に検査を依頼します。

農作物等への放射性物質の汚染対策につきましては、一時は風評被害もあり、これから出荷を迎える、町内あるいは県内の野菜などの出荷に、大きな影響を及ぼし兼ねないものと心配しておりました。町としましては、4月4日と11日に、佐久浅間農協本所を訪ね、野菜などの放射性物質の検査や農産物の安全情報の発信について、連携して対応することを確認したところです。幸い、風評による買い控えなどはないようで、順調に出荷が始まっているとお聞きし、まずはひと安心という状況ですが、今後の状況の変化が危惧されるところでもありますので、予断を許さない状況にあると認識しております。

農産物の検査につきましては、県が農協の協力を得て、ハウレンソウ、サニーレ

タス等について主要産地を中心に、継続的にサンプル検査を実施しています。

御代田町でも、5月17日と24日にサニーレタスを、30日にレタスをサンプル採取し、検査をしています。いずれも結果は不検出であったという報告を受けています。

私は、こうした県の取組みは、各自治体や農協が、個々ばらばらに独自観測をして対応するよりも、正しい統一的な方法による正確な検査結果を公表しているものとして、風評被害対策としても評価できるものと考えています。

次に、まちづくり交付金事業の進捗状況について、報告します。

建設課の関係では、八十二銀行御代田支店周辺の道路2路線の拡幅工事をを行い、完全2車線化とバリアフリーの舗道の整備が完了して、安全な道路に大きく改善されました。

次は、しなの鉄道を渡る栄橋の架け替えや、役場前道路の2車線化と両側舗道の整備という、幾つかの大事業に着手していきます。町道雪窓向原線、いわゆる桜並木通りの道路改良事業では、第一工区と第六工区が完了し、現在、第五工区に着手しました。今年度中に第二工区も着手する予定です。

産業経済課の関係では、塩野区のいわゆる空堀の改良工事である下藤塚地区用排水路整備につきましては、平成22年度着手したのですが、総延長900mに対して、現在まで540mが完成し、60%の到達になっています。今年度からは浅間サンラインに向けて、上流部の工事を進める計画です。この事業によりまして、大量の雨水排水の管理が可能となり、災害に強い地域づくりに大きく貢献できるものと考えております。真楽寺の浅間サンラインからの新たな進入路と駐車場の整備が完了したことで、新たな観光施設としての活用が広がるものと期待される場所です。引き続き、公衆トイレの建設工事と、周辺を森林公園として整備を進めています。

22年度から厚生労働省の補助を受けて実施しております、地域介護福祉空間整備等施設整備交付金事業の経過報告をさせていただきます。

22年度は、塩野区、一里塚区、広戸区の施設建設と、龍神の杜公園内にある円形広場の野外ステージ改修の計4事業を採択いただきました。1事業につき3,000万円、合計で1億2,000万円の補助金を受けて、事業を進めており、23年度中に完成する予定です。

23年度では、向原区の世代間交流施設の建設と、共生型サービス、高齢者の自立生活支援事業に必要な施設整備等に交付される推進交付金事業が、塩野区、一里塚区、広戸区、龍神の杜公園、向原区、面替区、御代田町社会福祉協議会の7事業について申請を行っております。まもなく採択をいただく予定になっており、合計で5,100万円の補助金が交付される見込みです。現在、それぞれの事業について関係者との打ち合わせを始めました。国からの有利な補助を受け、高齢者が安心して、住み慣れた地域で暮らし続けることができることを目標に、高齢者と地域住民との世代間交流や、介護予防を目的とした活動ができるための基盤整備を引き続き積極的に進めていきます。

次に国保会計の状況について報告します。

平成22年度の国民健康保険特別会計の状況は、単年度収支で21年度の約5,000万円の赤字から脱し、3,000万円以上の黒字決算の見込みが立っています。このもっとも大きな要因は、退職被保険者の療養給付費交付金が、昨年度と比べて約7,200万円ほど増収になっていることだと考えられます。担当課で20年度から3年かけて地道に取り組んできた、歳入面で有利になる、一般被保険者から退職被保険者への資格の職権切り換えによる成果が実ったものと思っています。また、歳出の面でも、21年度の総医療費は8億9,300万円余でしたが、22年度は8億8,300万円余の決算見込みになり、1,000万円ほどの減になっています。21年度に発生した新型インフルエンザによる医療費の高騰も落ち着き、20年度から開始した特定健診を始め、予防重視の施策への転換による効果が出始めたということが考えられます。このような経緯から、国民健康保険支払準備基金6,700万円はそのまま残り、3,000万円ほどの黒字決算が見込まれることから、近隣自治体で国保税率の引き上げが検討される中であって、町では当面、据え置くことができそうな状況になっています。

保健福祉課の関係で、特徴な事業として、昨年度より新規に始めた5歳児すこやか教室相談会、いわゆる5歳児健診があります。

この事業は、3点にポイントをおいています。1つは、5歳児の特徴を理解し、すこやかな発達・発育を支援し、健康づくりを行うこと、2つ目に、保護者の子育ての悩みを相談できる機会とすること、3つ目は、支援が必要な子どもに対して、関係者が連携し、就学に向けて継続支援をしていくことです。

この事業を実施するうえで、子どもたちの発達の遅れや、偏りばかりに目を向けるのではなく、その子の良い面を育てていくという認識を関係者が持って、事業を行いました。22年度の事業の参加者は、5歳児と保護者156組で、対象者の82%が出席し、関心の高さがうかがえました。また、保育園、幼稚園とも連携が取れ、熱心に事業への働きかけをしていただきました。参加した保護者の皆さまにも好評で、子育てのアドバイスが聞けて良かった、いっぱい愛情をかけて子育てしていきたい、就学前の5歳児のときに話が聞けて有意義だった、などの感想が聞かれました。小学校に入学する前の5歳児に焦点を当てた町の事業は、県内の市町村の中でもきわめて先進的な事業といえます。

新しい校舎で授業が始まった中学校の建設事業につきましては、今年度が最終年度となり、旧校舎棟の取り壊しとグラウンド整備が主な内容となります。新しい校舎につきましては、大変好評をいただいておりますし、見学に訪れた他市町村の皆さまからも高い評価をいただいています。共同調理場での給食は、大きな混乱もなく、順調に始まりました。子どもたちや教師からは、汁物やご飯が温かくておいしい、サラダは保冷剤が効いていて冷たくておいしい、入れ物容器が新しくなって気持ちがいい、おぼんがついているので配膳しやすくなった、コンテナ車による配送も、時間にゆとりがあり、1年生の給食にも十分間に合っている、これまでよりも残飯が少なくなった、などの意見が寄せられています。食品に対する安全性が社会問題になっていますが、町の学校給食は新しい施設によって衛生面でも高いレベルを確保していることから、今後も安全な給食の提供に向けて力を尽くしてまいります。

さて、本定例会に提案させていただいております案件は、専決処分事項12件、人事案1件、事件案2件、条例改正案2件、補正予算案5件、報告事項2件、諮問1件の、計25件です。

専決処分事項の条例改正は、3月の第1回定例会における全員協議会でご説明申し上げましたとおり、平成23年度税制改正に伴いまして、御代田町国民健康保険税条例の賦課限度額を変更する一部改正を行ったものです。他の専決処分事項11件は、平成22年度一般会計及び10件の特別会計補正予算の専決です。それぞれ歳入につきましては、町税、地方交付税、国・県補助金などの額の確定、歳出においては、事業完了による事業費確定に伴う補正であり、3月31日付で専決処分さ

せていただきました。

事件案2件につきましては、平成23年度まちづくり交付金事業防災行政無線施設整備工事と御代田中学校建設に伴う平成23年度御代田中学校既存校舎解体・グラウンド造成工事請負契約の締結について、議会の議決をお願いするものです。

条例案につきましては、地方税法の一部を改正する法律等の公布に伴う御代田町徴税条例の一部改正と、国民健康保険法の一部改正に伴う御代田町国民健康保険条例の一部改正をお願いするものです。

平成23年度一般会計補正予算につきましては、2億3,961万円の増額補正を計上しております。これは、骨格予算での編成であった当初予算の肉付けとしまして、まちづくり交付金事業1億3,465万円のほか、新規事業としまして、道路の路肩崩壊が起きている小田井迫分線山ノ神地区の道路改築工事4,500万円、老朽化が進んでいる橋梁の修繕事業2,000万円や、雪窓公園などの公園再整備事業として3,150万円をお願いしました。また、新規のソフト事業としまして、町内で地域づくりを進めているさまざまな団体などの活動を支援する目的で、1件につき最高で20万円を補助する、まちづくり活動支援金200万円や、大変好評をいただいております、タクシー利用への補助の対象年齢を75歳から70歳に年齢を引き下げる、タクシー券助成事業173万円、3歳になった子どもを持つ世帯に対する経済的支援策として、2万円を支給する子育て応援金280万円などを計上しました。

また、特別会計においても、肉付けの補正予算としまして、4会計で総額3,838万円の増額をお願いしました。

主なものは、小沼地区及び御代田町簡易水道事業特別会計で、平成24年度までの2年間で行う水道施設の資産調査・評価業務としまして、債務負担行為額とあわせた1,150万円を、また公共下水道事業特別会計では、社会資本整備総合交付金500万円を受けて実施する雨水排水事業基本構想業務1,000万円、まちづくり交付金事業の補償工事として行う管路施設工事1,705万円の補正をお願いしたところです。

報告事項につきましては、平成22年度御代田町土地開発公社の事業報告と、22年度御代田町一般会計繰越明許費計算書の報告です。

諮問につきましては、本年9月30日をもって人権擁護委員4名のうち1名の方

が任期が満了するため、次期委員の推薦にあたりまして意見を求めるものです。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議をいただき、原案どおりのご採択をいただきますようお願いを申し上げまして、第2回御代田町議会定例会招集のあいさつとさせていただきます。

よろしく願いをいたします。

○議長（柳澤 治君） これより、議案を上程いたします。

―――日程第5 議案第44号 専決処分事項の報告について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第5 議案第44号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本邦重税務課長。

（税務課長 山本邦重君 登壇）

○税務課長（山本邦重君） おはようございます。それでは、議案書3ページをお願いします。

議案第44号 専決処分事項の報告について。

地方自治法179条1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成23年6月6日提出

御代田町長

次のページをお願いします。次の4ページであります。

専第1号 専決処分書であります。御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

平成23年3月31日専決処分をさせていただきました。改正概要は、先ほど町長も言われましたように、3月の第1回議会定例会の全員協議会でご説明をさせていただいたところです。

次の5ページをお願いいたします。

御代田町国民健康保険税条例の一部を、次のように改正するものです。

今回の改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が、平成23年3月30日

に公布されたことに伴い、当町でも4月1日から政令の基準どおり改正し、1世帯当たりの年間課税限度額が73万円から77万円になるものであります。この課税限度額の改正は、医療費が増数し、課税総額が増加していく中であって、課税限度額を据え置くことは課税限度額を超えるものの負担を増やさないという効果はあるものの、反面、課税限度額に達しない中・低所得者への負担を増すこととなります。中・低所得者への負担軽減のため、昨年度に引き続き、課税限度額を引き上げるものです。個別には、基礎課税額にかかる課税限度額を50万円から51万円に、後期高齢者支援金等課税額にかかる課税限度額を、13万円から14万円に、介護給付金課税額にかかる課税限度額を、10万円から12万円に、それぞれ引き上げるものです。改正により、4月現在、限度額に達している68世帯にとっては、負担増となりますが、負担感が強いといわれている中間所得層の負担に配慮する趣旨に鑑み、改正するものです。

続いて、改正条文の説明をさせていただきます。

第2条第2項中、「50万円」を「51万円」に改め、同条第3項中、「13万円」を「14万円」に改め、同条第4項中、「10万円」を「12万円」に改める。第23条中、「50万円」を「51万円」に、「13万円」を「14万円」に、「10万円」を「12万円」に改める。

附則です。(施行期日)第1条 この条例は平成23年4月1日から施行する。(適用区分)第2条 改正後の御代田町国民健康保険税条例の規定は、平成23年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成22年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による、であります。

次の6ページ、7ページの新旧対照表は変更になった部分にアンダーラインが引かれています。後ほどご覧いただきたいと思えます。

以上が専決処分をさせていただいた御代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の内容でございます。ご承認いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。説明は以上であります。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

武井 武議員。

( 9 番 武井 武君 登壇 )

○ 9 番 ( 武井 武君 ) 9 番、武井であります。

町長にお聞きをしたいと思います。

先ほどの招集あいさつの中で、国保会計、22年度で3,000万円ぐらいの黒字になっています。税額改正、税率改正はしなくもよさそうだという招集あいさつがございました。これは専決処分を見ると、確かに68世帯は上がります。中・低所得者の負担は少なくなります。税率改正をしなくもいいんですといえば、中・低所得者の税額に変更はないと思うわけでございますけれども、町長の先ほど税額は上げないという招集あいさつがありましたが、町長はそれをどういうふうにか、理解、私たちはどういうふうにか理解すればいいんですか。これは全部1万円ずつぐらい上がっているわけですね。73万円から77万円になるんです。これは上がったやつを専決処分したんじゃないんですか。税率改正、税額改正はしなくもできますというふうにか先ほどの招集あいさつでは述べられたと思うんです。どういうふうにかお考えか、お聞かせください。

○ 議長 ( 柳澤 治君 ) 茂木町長。

( 町長 茂木祐司君 登壇 )

○ 町長 ( 茂木祐司君 ) これにつきましては、担当課長から説明がありましたように、国の税制改正といいますか、国の方での改正として行われたものですので、そのものとして、そういうものとして理解しているところです。以上です。

○ 議長 ( 柳澤 治君 ) 武井 武議員。

○ 9 番 ( 武井 武君 ) ほかにも聞きたいことはあるわけですが、これは専決処分ということで、もう処分されたものでございますので、次の国保条例、改正の中でもう少し細かくお聞きをしてまいりたいと、このように思います。終わります。

○ 議長 ( 柳澤 治君 ) ほかに質疑のある方は挙手を願います。

( 「なし」 と呼ぶ者あり )

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、ただちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第44号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、多数であります。

よって、議案第44号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第6 議案第45号 専決処分事項の報告について―――

○議長(柳澤 治君) 日程第6 議案第45号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

(企画財政課長 内堀豊彦君 登壇)

○企画財政課長(内堀豊彦君) それでは議案書の8ページをお願いいたします。

議案第45号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

この専決処分の内容でございますけれども、平成22年度の一般会計の補正予算(第8号)についてでございます。専決理由ですけれども、歳入につきましては、税それから各種補助金、交付金、それから地方交付税等の確定によるものであります。

歳出につきましては、補助金の確定や事業の確定によるものが主なものでございます。

23年3月31日をもって専決をさせていただきました。

次のページをお願いいたします。9ページをお願いいたします。

専第2号 専決処分書 地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する暇がないと認めるので、専決処分をするということで、23年3月31日に専決をいたしました。

続きまして、内容の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。

平成22年度御代田町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ1億1,378万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ75億4,410万3,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、第2表繰越明許費補正による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、第3表地方債補正による。

続きまして、内容のご説明をいたします。資料番号1をお出しいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

平成22年度一般会計補正予算（第8号）。

歳入。款1、町税。項1、町民税。補正額639万9,000円の増額の補正であります。内容につきましては、主なものについてご説明を申し上げます。

まず個人町民税の現年課税分ということで、600万円の減額補正であります。それと比しまして、法人町民税の現年課税分ということで、770万円の増額の補正ということでありまして、個人町民税が少なくなり、法人の町民税が若干増えたという内容であります。

続きまして、項2、固定資産税。補正額1,250万円であります。これにつきましては、固定資産税の増と、それから滞納繰越分の増であります。

項4、たばこ税。補正額250万円であります。

項7、都市計画税。補正額110万円ということで、固定資産税とほぼ同じような内容でございます。

款2、地方譲与税。それから款6、地方消費税交付金。款7、ゴルフ場利用税交付金。これにつきましては、それぞれの交付金譲与税等の額の確定によるものであります。

款10、地方交付税。項1、地方交付税。補正額1億2,484万7,000円の増額の補正であります。これは特別交付税が1億2,484万7,000円の増ということで、当初予算額が5,000万円ということでありまして、前年と異なりますか、それと比較いたしましてかなりの増加をしているというものであります。その内容の主なものでございますけれども、平成21年度のいわゆる税金の還付金が1億1,000万円ほどございまして、その税金の還付金の修正分ということで、5,000万円ほど増えております。ということで、一番主な理由は、還付金が多かったものをここで補てんをしてくれたということで増えているということでありまして、これが23、24年度以降も続くという内容のものではありません。

続きまして、12の分担金及び負担金です。項1、負担金。55万5,000円の増額の補正であります。主なもので管外保育の負担金で129万8,000円の増額であります。

続きまして、款14、国庫支出金。項1、国庫負担金。484万円の減額の補正であります。主な内容といたしまして、障害者自立支援給付負担金が226万9,000円の減額の補正であります。

項2、国庫補助金。補正額で293万6,000円の減額の補正であります。主な内容といたしまして、公立学校施設整備費の補助金で、201万4,000円の減額の補正であります。

続きまして、次のページ、まくっていただきまして、2ページをお願いいたします。

款15、県支出金。項1、県負担金。補正額で550万1,000円の減額の補正であります。主なものといたしましては、障害者自立支援給付負担金278万1,000円の減額の補正であります。

項2、県補助金。補正額248万7,000円の増額の補正です。主なものといたしましては、児童クラブの事業の補助金で384万9,000円の増額であります。

続きまして、款17、寄附金。項1、寄附金。補正額100万円の増額の補正であります。一般寄附ということでありまして、100万円の増額の補正であります。これは茂木新聞店さんからの100万円の寄附がありましたので、補正をさせていただきました。

それから款18、繰入金。項2、基金の繰入金。補正額で1,180万円の増額の補正であります。内容ですけれども、御代田中学校建て替え基金繰入金で1,180万円です。ここでこれだけの増額の補正ということでありまして、これが新エネルギー導入の補助金の減、それから公立学校施設整備の補助金の減ということでありまして、減分につきまして基金からの繰入を行ったという内容のものであります。

款20、諸収入。項4、雑入。補正額1万6,000円ですけれども、これは、足し引きで1万6,000円ということでありまして、この一番下のところで、新エネルギー導入補助ということでありまして、801万3,000円の減額の補正ということでありまして、先ほど繰入金でご説明申し上げましたけれども、これらの用件があって、基金からの繰入金が増えたという内容のものでございます。

続きまして、款21、町債。補正額で4,750万円の減額の補正であります。内容ですけれども、まちづくり交付金事業債4,230万円の減額補正というものでございます。

歳入合計で1億1,378万4,000円の増額の補正であります。

続きまして、3ページ、歳出をお願いをいたします。

款1、議会費。項1、議会費。補正額91万1,000円の減額の補正であります。議員報酬それから議員手当等の減額の補正であります。

款2、総務費。項1、総務管理費。補正額で758万6,000円の減額の補正であります。主なものといたしまして、アクセスライセンスの減額ということで、112万4,000円の減額の補正であります。

その他、最後の専決ということで、人件費等の補正がございます。

続きまして、款2、民生費。項1、社会福祉費。補正額2,636万円の減額の補正であります。主なものといたしまして、障害者自立支援給付費900万円の減額の補正であります。

項2、児童福祉費。補正額1,111万9,000円の減額の補正であります。主な内容といたしまして、保育委託料322万8,000円の減額の補正ということで、広域保育の委託児童が、24人から17人に減少したというものであります。

続きまして、款4、衛生費。項1、保健衛生費。補正額188万8,000円の

減額の補正であります。それぞれの額の確定によるものであります。

項2、清掃費。補正額348万円の減額の補正であります。主なものといたしまして、一般廃棄物の処理委託料で130万円の減額の補正であります。

款5、労働費。項1、労働諸費。150万円の減額の補正であります。内容ですけれども、雇用促進事業補助金ということで、これが150万円の減額の補正であります。

続きまして、款6、農林水産業費。項3、農地費。補正額1,931万8,000円の減額の補正であります。まちづくり交付金事業費ということでありまして、982万円の減額の補正であります。これは用地費等22年度盛ったわけですがけれども、23年度へということで、用地交渉等の関係で減額の補正をさせていただきました。

款7、商工費。項1、商工費。補正額で1,541万2,000円の減額の補正であります。主なものといたしまして、工業振興奨励補助金で895万1,000円の減額の補正であります。

続きまして、款8、土木費。次のページ、4ページをお願いいたします。

項2、道路橋梁費。補正額4,058万円の減額の補正であります。主なものといたしまして、まちづくり交付金事業で3,858万2,000円の減額の補正であります。入札の差金とそれから大浅間ゴルフ場の縦道、南北への道路がありますけれども、西宮原長坂線、この事業が大浅間の方の都合で実施ができなかったということで、減額の補正をさせていただきました。

続きまして、項4、都市計画費。補正額975万1,000円の減額の補正であります。主な内容で、公共下水道事業の特別会計への繰出金。975万1,000円の減ということで、使用料、負担金等の増により、一般会計からの繰出金が減となったという内容のものであります。

款10、教育費。項1、教育総務費。補正額272万円の減額の補正であります。中学校の建設事業費202万7,000円の減額の補正であります。

そのほか、もろもろの事業の確定それから入札差金等によりまして補正を行いました。そして款14、予備費。項1、予備費ということで、補正額2億6,772万5,000円の増額の補正ということでありまして、この予備費で調整をさせていただきました。そして予備費の合計額が3億8,381万6,000円というも

のであります。

歳出合計で1億1,378万4,000円であります。

続きまして、もう一度、今度は予算書の方にお戻りいただきたいと思います。予算書の6ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。

第2表繰越明許費補正。変更。款6、農林水産業費。項3、農地費。内容は雪窓湖の改修工事であります。補正前で600万円。補正後で630万5,000円ということでありまして、繰越の金額が30万5,000円増えているという内容のものであります。これにつきましては、3月に補正をさせていただいたわけですが、繰越明許の、いわゆる町単分の一般財源分について、落としてしまったということがありまして、今回、30万5,000円ですが、この金額を補正をさせていただいたものでございます。

続きまして、次のページ、7ページをお願いいたします。

第3表地方債補正。変更。

起債の目的、まちづくり交付金事業。限度額5億1,000万円。補正後の額ということで、4億6,770万円。

中学校建設事業。限度額3億6,610万円。補正後の額で410万円の減額で、3億6,200万円。

農業活性化緊急基盤整備事業。補正前で850万円。110万円の減額補正で740万円というものであります。

起債の方法、利率、償還の方法については、当初と同じものでございます。

説明については以上であります。よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

武井 武議員。

（9番 武井 武君 登壇）

○9番（武井 武君） 9番、武井であります。

1点だけお聞かせください。

中学校の積立基金から1,180万円持っていくわけですが、この国庫支出金の公立学校施設整備補助金201万4,000円の減額と、それから20の諸

収入、新エネルギー導入補助金801万3,000円が減額になったために、中学校の積立基金から繰入をしたいというふうに説明があったわけですが、けれども、なぜこの補助金とこの新エネの補助金が減ったのか、教えてください。

○議長（柳澤 治君） 荻原教育次長。

（教育次長 荻原 正君 登壇）

○教育次長（荻原 正君） お答えをいたします。

まず、国庫補助金の関係でございますけれども、当初、申請をした額の中に、対象外経費が含まれていたという中で、県の指導等々ありまして、減額をさせていただいたということでもあります。

それから、諸収入といいますか、新エネルギー導入促進協議会の補助金の関係でございますけれども、これも当初、共同調理場の屋根の上にあります温水設備の関係ですが、その集熱パネルというのが、球体になっているんですけれども、私どもの方、町側では、球体の要は集熱面積のとり方のその相違といいますか、導入促進協議会では上から見た、要は平面的なものでとらえられていたんですけれども、町とすれば、球体ですから、集熱面積、多くを算定をしてしまったという中で、ちょっと協議会等々の相違があった中で、やはり減額をしたという中で、内容的にはそういうことでもあります。以上であります。

○議長（柳澤 治君） 武井 武議員。

○9番（武井 武君） ありがとうございます。終わります。

○議長（柳澤 治君） ほかにご質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、ただちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第45号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第45号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(午前10時55分)

(休憩)

(午前11時07分)

○議長（柳澤 治君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

―――日程第7 議案第46号 専決処分事項の報告について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第7 議案第46号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

(保健福祉課長 土屋和明君 登壇)

○保健福祉課長（土屋和明君） 議案書の10ページをお願いいたします。

議案第46号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

1枚おめくりをいただきたいと思います。

専第3号 専決処分書。この処分につきましては、平成22年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）について、3月31日付で専決をさせていただいたものでございます。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

平成22年度御代田町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ3,482万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ14億5,146万4,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳



入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。

款1、国民健康保険税。項1、国民健康保険税でございますが、既定額から2,512万3,000円を減額するものでございます。これにつきましては、所得割の減少と、それから非自発的失業者の減免等で、前年対比3,400万円ほどの減額の状況になってございます。

款2、使用料及び手数料。項1、手数料でございます。既定額に5万円の補正でございますが、これは督促手数料でございます。

次の款3から款9までの状況につきましては、交付額等の確定による補正でございます。

款3、国庫支出金。項1、国庫負担金でございますが、1,478万4,000円の増額でございます。

項2、国庫補助金。1,164万6,000円の減額でございます。

款4、国庫支出金。項1、県負担金。63万4,000円の減額でございます。

項2、県補助金。1,208万1,000円の減額でございます。

款5、療養給付費交付金。項1、同じ項目でございますが、既定額から120万3,000円の減額でございます。

款7、共同事業交付金。項1、共同事業交付金でございますが、既定額に200万円の増額をお願いするものでございます。

款9、繰入金。項1、他会計繰入金。既定額から213万4,000円を減額するものでございます。

款11、諸収入。項1、延滞金加算金及び過料でございますが、既定額に129万2,000円の増額をお願いするもので、延滞金でございます。

項2、受託事業収入でございますが、既定額から24万円を減額するものでございまして、これは個別検診の受診者の負担金でございます。

それから項3、雑入。既定額に11万5,000円の増額でございますが、一般被保険者の返納金でございます。

次のページをお願いいたします。歳入合計、既定額から3,482万円を減額し、14億5,146万4,000円とするものでございます。

続きまして4ページをお願いいたします。歳出でございます。

款 1、総務費。項 1、総務管理費でございますが、既定額から 2 0 2 万 9, 0 0 0 円を減額するもので、システム改修費の不用分でございます。

それから項 2、徴税費でございますが、既定額から 1 5 万円の減額でございます。消耗品、印刷製本費の不用分でございます。

項 3、運営協議会費でございますが、既定額から 1 2 万 6, 0 0 0 円の減額でございます。開催 3 回を見込んでおりましたけれども、1 回の開催で済んだことによるものでございます。

款 2、保険給付費。項 1、療養諸費。既定額から 5, 0 8 4 万 5, 0 0 0 円を減額するもので、今回はインフルエンザの蔓延等がございませんでしたので、大きく減額となりました。

項 2、高額療養費でございますが、7 2 1 万 7, 0 0 0 円の減額でございます。これは不用減でございます。

項 3、出産育児一時金でございますが、補正額 2 0 0 万円の減額ということで、見込みよりも 5 人程度の出産が少なかったという状況でございます。

款 3、後期高齢者支援金等でございますが、項 1、同じ項目でございますが、これから老人保健拠出金、それから 6 の介護納付金、それから共同事業拠出金の関係でございますが、いずれも財源変更でございます。

款 8、保健事業費でございますが、項 1、特定健康診査等事業費でございまして、既定額から 1 3 0 万 7, 0 0 0 円の減額ということで、受診者の伸びが見込みより低かったことによるものです。

それから項 2 の保健事業費でございますが、既定額から 1 0 6 万円の減額、これは不用減でございます。

款 1 0、諸支出金。5 ページをお願いいたします。項 1、償還金及び還付加算金でございますが、既定額から 9 4 万 2, 0 0 0 円を減額するものでございまして、額の確定によるものでございます。

款 1 1、項 1 の予備費でございますが、こちらで調整をさせていただいて、3, 0 8 5 万 6, 0 0 0 円の増額ということで、歳出合計、既定額から 3, 4 8 2 万円を減額し、1 4 億 5, 1 4 6 万 4, 0 0 0 円とするものでございます。

ご審議のうえ、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、ただちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第46号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第46号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第8 議案第47号 専決処分事項の報告について―――

○議長(柳澤 治君) 日程第8 議案第47号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

(保健福祉課長 土屋和明君 登壇)

○保健福祉課長(土屋和明君) それでは議案書の12ページをお願いいたします。

議案第47号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

1枚おめくりをいただきたいと思います。

専第4号 専決処分書。こちらにつきましては、平成22年度御代田町老人保健医療特別会計補正予算(第2号)について、3月31日付で専決をさせていただいたものでございます。

内容についてご説明をいたします。議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

平成22年度御代田町の老人保健医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ78万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ37万円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。

款1、支払基金交付金。項1、同じ項目でございますして、既定額から27万3,000円を減額するものでございます。この款1から款3につきましては、額の確定によるものでございます。

款2、国庫支出金。項1、国庫負担金。既定額から18万円を減額するものでございます。

款3、県支出金。項1、県負担金。既定額から4万5,000円を減額するものでございます。

款4、繰入金。項1、一般会計繰入金。既定額全額を減額するものでございまして、額の確定により、繰入が不要となったためでございます。

款6、諸収入。項1、延滞金、加算金及び過料。既定額から2,000円を減額するもので、項目取りを整理したものでございます。

それから雑入については補正額はございません。

歳入合計で、既定額から78万4,000円を減額し、37万円とするものでございます。

次に3ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1、総務費。項1、総務管理費。既定額から11万7,000円を減額するものでございます。不用減でございます。

款2、医療諸費。項1、医療諸費。既定額から52万円を減額するものでございまして、こちらも不用減でございます。

款3、諸支出金。項1、償還金。既定額から27万4,000円を減額するもので、額の確定によるものでございます。

項 2、繰出金。既定額に 22 万 7,000 円を増額するものでございまして、一般会計への返還でございまして、前年度精算分でございます。

款 4、予備費。項 1、予備費でございますが、全額を減額して 0 とするものでございます。

歳出合計でございますが、既定額から 78 万 4,000 円を減額し、37 万円とするもので、この会計につきましては、本年度をもって終了するという状況の中から、極力残金が残らないような方向での補正予算となっております。

よろしくご審議のうえ、お認めをいただきますようお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、ただちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第 47 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第 47 号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第 9 議案第 48 号 専決処分事項の報告について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第 9 議案第 48 号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

(保健福祉課長 土屋和明君 登壇)

○保健福祉課長(土屋和明君) それでは、議案書の14ページをお願いいたします。

議案第48号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

次のページをお願いいたします。この専決処分事項につきましては、平成22年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第5号)について、3月31日付で専決をさせていただいたものでございます。

議案の内容、予算の内容についてご説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成22年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ2,390万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ8億8,778万8,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。

款1、保険料。項1、介護保険料。既定額に177万9,000円の増額をお願いするものでございまして、特別徴収対象者の納付額の増によるものであります。

款2、分担金及び負担金。項1、負担金。既定額から21万6,000円を減額するもので、高齢者いきいき教室利用者の負担金の減であります。

款4、国庫支出金。項1、国庫負担金。既定額から1,000円を減額するもので、過年度分の項目取り分を整理するものでございます。

項2、国庫補助金。既定額から602万2,000円を減額するもので、交付額の確定によるものでございます。

款5、支払基金交付金。項1も同じでございます。既定額から887万3,000円を減額するもので、交付額の確定によるものでございます。

款6、県支出金。項1、県負担金。既定額から306万7,000円を減額するもので、これも額の確定によるものでございます。

項 2、県補助金。既定額に 6 万円の増額でございまして、こちらも交付額の確定によるものでございます。

款 8、繰入金。項 1、他会計繰入金でございまして、既定額から 7 1 5 万 7, 0 0 0 円を減額するものでございまして、実績見込みから一般会計繰出金の調整をしたものでございます。

それから款 1 0、諸収入。項 1、サービス収入。既定額から 4 0 万 8, 0 0 0 円を減額するものでございまして、これはケアプラン作成件数の減によるものでございます。

項 3、雑入。既定額 3, 0 0 0 円を減額するもので、これは項目取りの整理でございまして。

歳入合計が既定額から 2, 3 9 0 万 8, 0 0 0 円を減額し、8 億 8, 7 7 8 万 8, 0 0 0 円とするものでございます。

次に 3 ページをお願いいたします。歳出でございまして。

款 1、総務費。項 1、総務費。既定額から 5 万 3, 0 0 0 円を減額するもので、これは不用減でございまして。

款 2、保険給付費。項 1、保険給付費でございまして、既定額から 3, 0 5 5 万 1, 0 0 0 円を減額するものでございまして、これは給付実績の見込みによるもので、対前年比約 8 0 0 万円ほどの減額の見込みでございまして。

款 3、地域支援事業費。項 1、介護予防事業費。こちらにつきましては、財源変更でございまして。

項 2、包括的支援事業・任意事業費でございまして、既定額から 1 5 万円の減額でございまして、これは成年後見制度における町長申立ての手数料を見込んでおりましたが、本年度はございませんでした。

款 7、予備費。項 1、予備費でございまして、既定額に 6 8 4 万 6, 0 0 0 円、こちらで調整をさせていただきました。

歳出合計でございまして、既定額から 2, 3 9 0 万 8, 0 0 0 円を減額し、8 億 8, 7 7 8 万 8, 0 0 0 円とするものでございます。

説明は以上でございまして。ご審議のうえ、お認めをいただきますようお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、ただちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第48号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第48号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第10 議案第49号 専決処分事項の報告について―――

○議長(柳澤 治君) 日程第10 議案第49号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

(保健福祉課長 土屋和明君 登壇)

○保健福祉課長(土屋和明君) それでは、議案書の16ページをお願いいたします。

議案第49号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

次のページをお願いいたします。

専第6号 専決処分書でございますが、平成22年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について、3月31日付で専決をさせていただいたものでございます。



内容についてご説明をいたします。予算書の1ページをお願いいたします。

平成22年度御代田町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ9,348万3,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。

款1、後期高齢者医療保険料。項1、項目同じでございます。規定額に43万7,000円の増額でございます。これも特別招集対象者の増加によるものでございます。

款2、使用料及び手数料。項1、手数料。既定額から1万3,000円を減額するものでございまして、これは督促料でございます。

款3、繰入金。項1、一般会計繰入金。既定額から118万円を減額するものでございまして、こちらにつきましては、人間ドック補助が特別調整交付金の対象となり、一般会計からの繰入を要さなくなったことによるものでございます。

款5、諸収入。項1、延滞金、加算金及び過料でございますが、既定額から3万2,000円を減額するもので、延滞金でございます。

項3、雑入。既定額に79万5,000円を増額するもので、人間ドックに対する特別調整交付金の増額でございます。

歳入合計で、既定額に7,000円を追加して、9,348万3,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1、総務費。項2、徴収費でございますが、既定額から10万円の減額でございまして、これは封筒の在庫があったということで、不用減でございます。

款3、保健事業費。項1、健診事業費でございますが、既定額から17万8,000円を減額するものでございまして、受診者数の確定によるものでございます。

それから項2、保健事業費でございますが、既定額から12万円の減額でございまして、人間ドック補助金の額の確定によるものでございます。

款5、項1、予備費でございまして、こちらで40万5,000円を調整させて

いただきまして、歳入合計が、既定額に7,000円を追加しまして、9,348万3,000円とするものでございます。

説明は以上です。ご審議のうえ、お認めをいただきますようお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、ただちに採決に付したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第49号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第49号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第11 議案第50号 専決処分事項の報告について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第11 議案第50号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） それでは議案書の18ページをお願いいたします。

議案第50号 専決処分事項の報告について

根拠法令等につきましては同様でございますので、省略をさせていただきます。

次のページ、19ページでございます。

専第7号 専決処分書 平成22年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第3号）について、3月31日付で専決処分をさせていただきましたので、ご報告をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成22年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ51万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ2,092万4,000円とする。

2項につきましては、次の2ページで説明をいたします。歳入でございます。

款2、繰入金。項1、一般会計繰入金。既定額に15万円の増額をお願いいたします。起債の償還金の不足による一般会計からの繰入増でございます。

款4、諸収入。項1、貸付金元利収入。既定額に66万8,000円の減額でございます。滞納繰越分の収入の確定減でございます。

項2、延滞金、加算金及び過料。既定額に1,000円の減額をお願いいたします。こちらも確定減でございます。

合計いたしまして、既定額に対しまして51万9,000円の減額をいたしました。

次の3ページでございます。歳出。

款1、土木費。項1、住宅費。既定額に5,000円の減額でございます。口座振替手数料の確定によります不用減でございます。

款2、公債費。項1、公債費。既定額に51万4,000円の減額でございます。起債の借入金償還元金・利息の確定による減額でございます。

以上のとおりご承認をお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、ただちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第50号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第50号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第12 議案第51号 専決処分事項の報告について―――

○議長(柳澤 治君) 日程第12 議案第51号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

(建設課長 荻原 浩君 登壇)

○建設課長(荻原 浩君) それでは議案書の20ページをお願いいたします。

議案第51号 専決処分事項の報告について

こちらも根拠法等は同様ですので、省略をさせていただきます。

次の21ページでございます。

専第8号 専決処分書。平成22年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について、3月31日付をもちまして専決をさせていただきましたので、ご報告をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成22年度御代田町の御代田町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ98万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ8,601万6,000円とする。

第2項につきましては次の2ページで説明を申し上げます。歳入でございます。

款1、分担金及び負担金。項1、負担金。既定額から15万2,000円の減額でございます。こちらは町以外の事業主体による工事に伴う支障管の移設工事がございませんでした。そちらの方々からの工事負担金がありませんでしたので、減額でございます。

款2、使用料及び手数料。項1、使用料。既定額に140万円の増額をいたしました。現年度の水道使用料の確定増でございます。

款4、繰入金。項1、他会計繰入金。既定額から26万7,000円の減額でございます。きめ細かな交付金事業の事業費の確定による、一般会計からの繰入金の減でございます。

続きまして、次の3ページ、歳出でございます。

款1、経営管理費。項1、総務費。既定額から102万1,000円の減額でございます。浅麓水道からの受水量、水を受けた量の確定による減でございます。それと水道事故がなかったため、補償費の減額でございます。

項2、施設管理費。既定額から220万円の減額でございます。施設修繕料、メーター用取水栓購入費の確定減でございます。

款2、建設改良費。項1、建設改良事業費。既定額から130万円の減額でございます。長坂第一配水池整備工事の入札差金でございます。

款3、繰出金。項1、他会計繰出金。既定額に39万8,000円の増でございます。小沼簡水特別会計への繰出金でございます。

款4、諸支出金。項1、基金費。既定額に500万円の増でございます。基金積立金の増額でございます。

款5、予備費。項1、予備費。既定額に10万4,000円の増でございます。歳入歳出調整のための増額でございます。

合計いたしまして、98万1,000円の増額でございます。

以上のとおりご承認をお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、ただちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第51号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第51号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

――― 日程第13 議案第52号 専決処分事項の報告について ―――

○議長(柳澤 治君) 日程第13 議案第52号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

(建設課長 荻原 浩君 登壇)

○建設課長(荻原 浩君) それでは議案書の22ページをお願いいたします。

議案第52号 専決処分事項の報告について

こちらも根拠法等同様ですので、省略をさせていただきます。

次の23ページ、専第9号 専決処分書。平成22年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)について、3月31日付をもちまして専決処分させていただきましたので、ご報告をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成22年度御代田町の小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ349万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ1億2,236万1,000

円とする。

2項につきましては、次の2ページ、歳入のところで説明をいたします。

款1、分担金及び負担金。項1、負担金。既定額に260万円の増額でございます。新規加入金、当初65件を見込んだわけでございますが、20件増加いたしまして、合計で85件となりましたための負担金の増でございます。

款2、使用料及び手数料。項1、使用料。既定額に50万円の増でございます。水道料滞納繰越分の収入増の確定でございます。

款4、繰入金。項1、他会計繰入金。既定額に39万8,000円の増額でございます。按分経費確定のため、御代田簡水の特別会計から繰り入れたものでございます。

合計いたしまして、既定額に349万8,000円の増となっております。

次のページ、3ページです。歳出。

款1、経営管理費。項1、総務費。既定額から27万2,000円の減額でございます。こちら水道事故がなかったため、補償金、補償料の減額でございます。

項2、施設管理費。既定額から137万円の減額でございます。こちらメーター取水栓等の原材料の不用減でございます。

款2、建設改良費。項1、建設改良事業費。既定額から180万円の減額でございます。長坂の緊急警報装置設置工事の入札差金等でございます。

款4、諸支出金。項1、基金費。既定額に600万円の増額をお願いいたします。基金積立金の増額でございます。

款6、予備費。項1、予備費。既定額に94万円の増でございます。歳入歳出の調整増でございます。

合計いたしまして、349万8,000円の既定額に対しまして増でございます。

以上のとおりご承認をお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、ただちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第52号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第52号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第14 議案第53号 専決処分事項の報告について―――

○議長(柳澤 治君) 日程第14 議案第53号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

(建設課長 荻原 浩君 登壇)

○建設課長(荻原 浩君) 議案書の24ページをお願いいたします。

議案第53号 専決処分事項の報告について

こちらも根拠条文等同様でございますので、省略させていただきます。

次の25ページ、専第10号 専決処分書。平成22年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)について、3月31日付をもちまして専決させていただきましたので、ご報告をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成22年度御代田町の公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ525万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ8億6,562万1,000円とする。

2項につきましては、次のページでございます。歳入でございます。



款 1、分担金及び負担金。項 1、負担金。既定額に 250 万円の増でございます。受益者負担金、一括納付者の増による増額でございます。

款 2、使用料及び手数料。項 1、使用料。既定額に 200 万円の増でございます。水道使用料の確定増でございます。

項 2、手数料。既定額から 5,000 円の減額でございます。督促手数料の減でございます。

款 4、繰入金。項 1、他会計繰入金。既定額から 975 万 1,000 円の減額でございます。歳入増、歳出減のため、一般会計繰入金を減額、というものでございます。

合計いたしまして、既定額から 525 万 6,000 円の減額でございます。

続きまして、次のページ、歳出でございます。

款 1、土木費。項 1、都市計画費。既定額から 525 万 6,000 円の減額でございます。雷、漏水事故等が減ったため、管理委託費及び修繕費の減でございます。それと電気料、自家発電燃料等の経費の減の確定減でございます。

款 2、公債費。項 1、公債費。こちらは増減ございませんが、財源変更によるものでございます。

合計しまして、既定額から 525 万 6,000 円の減額をいたしました。

以上のとおり、ご承認をお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、ただちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第 53 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第53号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第15 議案第54号 専決処分事項の報告について―――

○議長(柳澤 治君) 日程第15 議案第54号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

(建設課長 荻原 浩君 登壇)

○建設課長(荻原 浩君) それでは議案書の26ページをお願いいたします。

議案第54号 専決処分事項の報告について

こちら根拠法令は同様でございますので、省略させていただきます。

次の27ページ、専第11号 専決処分書。平成22年度御代田町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について、3月31日付をもちまして専決処分をさせていただきましたので、報告をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成22年度御代田町の農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ220万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ2,793万9,000円とする。

2項につきましては、次の2ページでございます。歳入。

款3、繰入金。項1、他会計繰入金。既定額から327万6,000円の減額でございます。こちらは歳出減による一般会計繰入金からの確定減でございます。

款4、繰越金。項1、繰越金。既定額に106万8,000円の増額でございます。こちらにつきましては、平成21年度からの繰越金、項目設定の整理のまま、補正につきまして失念していたしましたので、専決処分をさせていただきました。

歳入合計が、既定額から220万8,000円の減額でございます。

次の3ページでございます。歳出。

款1、農林水産業費。項1、農地費。既定額から220万8,000円の減額でございます。こちらにつきましては、事故等がなく、施設修繕費の確定減でございます。

歳出合計いたしまして、既定額から220万8,000円の減額でございます。

以上のおり、ご承認をお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、ただちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第54号を採決いたします。

本案は、原案のおり承認することに賛成の諸君の挙手を願います。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第54号 専決処分事項の報告については、原案のおり承認することに決しました。

―――日程第16 議案第55号 専決処分事項の報告について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第16 議案第55号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） 議案書の28ページをお願いいたします。

議案第 55 号 専決処分事項の報告について

こちらにつきましても、根拠法令等同様でございますので、省略をさせていただきます。

次の 29 ページです。専第 12 号 専決処分書。平成 22 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第 2 号）について、3 月 31 日付をもちまして専決処分をさせていただきましたので、ご報告いたします。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

平成 22 年度御代田町の個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ 1 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ 1,264 万 6,000 円とする。2 項につきましては、次の 2 ページ、歳入でございます。

款 1、使用料及び手数料。項 1、使用料。既定額から 20 万 4,000 円の減額でございます。1 件の休止、浄化槽の使用休止がございました。

款 2、繰入金。項 1、他会計繰入金。既定額に 18 万 5,000 円の増でございます。こちらは休止、使用料減に伴う一般会計からの繰入金の増でございます。

合計いたしまして、既定額から 1 万 9,000 円を減額というものでございます。次の 3 ページでございます。歳出。

款 1、衛生費。項 1、清掃費。既定額から 1 万 9,000 円の減額でございます。納付書等の印刷製本費の減額でございます。

合計しまして、既定額から 1 万 9,000 円の減額でございます。

以上のとおり、ご承認をお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、ただちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第55号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第55号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第17 議案第56号 監査委員の選任について―――

○議長(柳澤 治君) 日程第17 議案第56号 監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原眞一総務課長。

(総務課長 荻原眞一君 登壇)

○総務課長(荻原眞一君) それでは議案書の30ページ、お願いいたします。

議案第56号 監査委員の選任について

下記の者を監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 御代田町大字御代田2628番地250

氏 名 泉 喜久男

生年月日 昭和14年1月9日生まれ

平成23年6月6日提出

御代田町長

であります。

この選任同意を求める提案につきましては、泉 喜久男代表監査委員が本年6月18日、4年の任期が満了となります。

泉 喜久男さんは、地方自治法第196条第1項の規定による、人格が高潔で、普通地方公共団体の財産管理、事業の経営管理、その他の行政運営に優れた識見を

有する者として、この４年間、代表監査委員としての重責を果たされてこられました。今回任期満了となることから、再度選任同意をお願いするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本案は、質疑・討論を省略し、ただちに採決に付したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第５６号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第５６号 監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

昼食のため、休憩いたします。

午後は１時３０分より再開いたします。

（午前 １１時 ５９分）

（休 憩）

（午後 １時 ３０分）

○議長（柳澤 治君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

――― 日程第 １８ 議案第 ５７号 平成 ２３年度まちづくり交付金事業

防災行政無線施設整備工事請負契約について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第 １８ 議案第 ５７号 平成 ２３年度まちづくり交付金事業  
防災行政無線施設整備工事請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） 議案書の ３１ ページをお願いいたします。それと併せまして、資料番号 ２ をお出しいただきたいと思えます。

議案第 57 号 平成 23 年度まちづくり交付金事業防災行政無線施設整備工事  
請負契約について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定に基づき指名競争入札に付した、平成 23 年度まちづくり交付金事業防災行政無線施設整備工事請負契約について下記により請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定によって議会の議決を求める。

記

1. 契約の目的 平成 23 年度まちづくり交付金事業防災行政無線施設整備工事
2. 契約の方法 指名競争入札による方法
3. 契約の金額 9, 311 万 4, 000 円
4. 契約の相手方 長野市稲里町 1163 番地  
日本無線株式会社長野営業所  
長野営業所長 中澤 昇

ということでございまして、この件につきましては、5 月 30 日に入札を執行し、日本無線株式会社が落札をいたしました。

指名業者につきましては、上田日本無線株式会社、沖電気株式会社、NEC ネット S I 株式会社、日本無線株式会社、パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社、株式会社日立国際電気、株式会社富士通ゼネラル、三菱電機株式会社の 8 社に、指名競争入札通知を送付をいたしました。そして NEC ネット S I 株式会社、株式会社富士通ゼネラル、パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社の 3 社が辞退をし、今申し上げました残りの 5 社によりまして、入札を執行をいたしました。平成 23 年 6 月 2 日に仮契約を締結をいたしました。設計額に対する落札率ですけれども、31.1%です。工期につきましては、契約の日から平成 24 年 3 月 23 日までとなっております。工事の概要につきましては、資料番号 2 に記載されております、既に内容等につきましては、全協等でご説明してありますので、この説明資料をもつての説明は割愛をさせていただきます。

今回の防災行政無線施設整備工事は、災害情報など緊急情報を町内全域に一斉に伝える新たな情報伝達手段として整備するものであります。この防災行政無線は、停電時に情報発信ができなかったという経験から、停電時においても内蔵電池でおおむね 1 日程度は災害情報を放送することができるよう設計されております。また、

平常時は区の放送施設としてもご利用いただけるようになっております。設備としましては、役場内に情報発信の拠点となる親局設備と、情報が流れる屋外放送設備として、公民館を中心に66カ所整備していきます。また、各区の公民館に設置します屋外放送設備には、孤立時の連絡手段となる通信機器を特別に整備してまいりたいと思っております。

以上が説明であります。よろしくご審議のほどをお願いをしたいと思います。以上です。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

武井 武議員。

（9番 武井 武君 登壇）

○9番（武井 武君） 9番、武井であります。

先ほどの説明によりますと、落札率が31.1%ということで、非常に低いわけでございますけれども、まちづくり交付金事業で行う事業でございますので、当初予算ではもう少し大きな予算を組んであるかなと思うわけでございますけれども、これ、落札、9,300万円によると、まちづくり交付金については、これに対する交付金しか来ないのか、また、申請をした交付金を別事業に使えるのか、教えてください。

○議長（柳澤 治君） 内堀企画財政課長。

○企画財政課長（内堀豊彦君） お答えをいたします。

交付金事業につきましては、1年に数回、変更申請がございます。ということで、実施計画上も予算に、いわゆる財源計画の中でこれだけの金額組んでありますので、今後、約ですけれども、2億円ほど余ることになりますけれども、これにつきましては、他の事業を実施をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（柳澤 治君） 武井 武議員。

○9番（武井 武君） はい、終わります。

○議長（柳澤 治君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）



質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、ただちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第57号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第57号 平成23年度まちづくり交付金事業防災行政無線施設整備工事請負契約については、原案のとおり決しました。

―――日程第19 議案第58号 平成23年度御代田中学校既存校舎解体・

グラウンド造成工事請負契約について―――

○議長(柳澤 治君) 日程第19 議案第58号 平成23年度御代田中学校既存校舎解体・グラウンド造成工事請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

(企画財政課長 内堀豊彦君 登壇)

○企画財政課長(内堀豊彦君) 議案書の32ページをお願いいたします。

議案第58号 平成23年度御代田中学校既存校舎解体・グラウンド造成工事請負契約について

ここの説明の内容につきましては、件名が変わるだけで、先ほどの防災無線と同じですので、省略をさせていただきます。

記

1. 契約の目的 平成23年度御代田中学校既存校舎解体・グラウンド造成工事
2. 契約の方法 指名競争入札による方法
3. 契約の金額 2億6,027万4,000円

4. 契約の相手方 佐久市臼田 8 0

株式会社堀内組

代表取締役 堀内 幹夫

この件につきましては、5月30日に入札を執行し、株式会社堀内組が落札をいたしました。

指名業者につきましては、大井建設工業株式会社、北野建設株式会社、株式会社熊谷組、笹沢建設株式会社、株式会社竹花組、竹花工業株式会社、株式会社新津組、株式会社堀内組、ホクシン土建株式会社、株式会社守谷商会の10社により入札を行いました。6月2日に仮契約を締結をいたしました。設計額に対します落札率ですけれども、80.5%でございます。工期につきましては、契約の日から平成23年12月9日までであります。工事の概要につきましては、資料番号3をご覧くださいわけですけれども、この内容につきましても、既に全協等でご説明しておりますので、ここでの説明は割愛をさせていただきたいと思っております。

今回の工事は、3カ年計画により建設を進めてきました中学校建設工事の最終年として、既存校舎の解体とグラウンド造成を行い、工事の完成を目指すものであります。工事の概要は、管理棟、教室棟、給食棟、第一・第二体育館、プール等の既存校舎の解体工事が約8,500㎡、周囲に仮囲い、足場、防音シートを設置し、解体を行い、既存校舎解体後にグラウンドとして約1万1,000㎡の造成工事を行います。グラウンドの造成、バックネット、防球ネットの設置、照明設備の設置等が主な内容となります。

説明については以上であります。よろしくご審議の程をお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、ただちに採決に付したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第58号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第58号 平成23年度御代田中学校既存校舎解体・グラウンド造成工事請負契約については、原案のとおり決しました。

―――日程第20 議案第59号 御代田町町税条例の一部を改正する条例案

について―――

○議長(柳澤 治君) 日程第20 議案第59号 御代田町町税条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本邦重税務課長。

(税務課長 山本邦重君 登壇)

○税務課長(山本邦重君) それでは、議案書の33ページをお願いいたします。

議案第59号についてご説明をさせていただきます。

議案第59号 御代田町町税条例の一部を改正する条例案について

御代田町町税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

平成23年6月6日提出

御代田町長

次の34ページをお願いします。

御代田町町税条例の一部を改正する条例案です。

この改正につきましては、東日本大震災に伴い、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成23年4月27日にそれぞれ公布され、原則として同日から施行されたことに伴い、御代田町町税条例の一部を改正して、適切に運用するものです。

被災地の方が当町に居住した場合を想定した改正内容となっております。

また、今回の東日本大震災に係る改正は、国税、所得税等ではありますが、とも連動した改正となっております。

それでは、町税条例に関する主な概要、改正概要は、1点目ではありますが、東日本大震災により住宅や家財等について生じた損失について、その損失額を平成22年分の総所得額等から雑損控除として控除できることとすること。それと、雑損控除を適用して、前年分の総所得金額等から控除しても控除しきれない損失額についての繰越期間を、3年から5年に延長することとします。この3年から5年については、地方税法の方で措置されています。

2点目ではありますが、住宅借入金等特別控除の適用を受けていた住宅が、東日本大震災により居住の用に供することができなくなってしまった場合においても、控除対象期間の残りの期間について、引き続き税額控除を適用することとします。

改正条文により、改正点について説明をさせていただきます。

御代田町町税条例の一部を、次のように改正する、ということで、「附則第29条」を「第31条」とし、第22条から第29条までを2条ずつ繰り下げ、「第21条の次に、次の2条を加える」は、町税条例附則の末条が第29条であり、第21条の次に第22条、第23条を加えるため、2条ずつ繰り下げ、末条を第31条にするものです。

続きまして、東日本大震災に係る損害控除等の特例。第22条第1項は、所得割の納税義務者の選択により、地方税法附則第42条第3項に規定する特例損失金額（東日本大震災に関する損失）は、平成22年において生じた地方税の所得控除の損失金額とすることができるものです。この場合、特例損失額の所得控除は、納税義務者が平成24年度以降の年度分に係る規定の適用は、平成22年の控除とするため、23年において生じなかったものとみなします。

第2項ですが、第1項の規定の適用を受けた特例損失金額が、平成24年以降の各年において生じたものである場合の適用については、同項中、「平成23年」とあるのは、当該特例損失金額が生じた年とします。これについては、今後、東日本大震災による損失が生じないとは言い切れないため、また、余震等により、平成24年度以降の年においても損失が生じた場合に、納税義務者の選択により第1項前段の規定を適用する旨を規定するものです。

第3項は、第1項前段の規定の適用を受けた者と、生計を一にする親族の有する資産について受けた損失の金額、親族資産損失額があるときは、その親族の平成24年度以降の年度分の第1項の適用については、平成22年の適用なので、23

年においては生じなかったものとみなします。雑損控除の特例は、平成23年度に引ききれなかった分について、5年間繰越控除されますが、繰越期間中に生計を一にする扶養親族者の収入が、何らかの理由で増加し、扶養親族とならなくなった場合などであっても、扶養親族であった者の資産の損失額については、当初の特例の適用を受けた納税義務者に対してのみ繰越控除を適用するものです。

第4項は、第2項と同じように、第22条第1項の規定の適用を受けた親族資産損失金額が、平成24年以後の各年において生じたものである場合の適用については、同項中、「平成23年」とあるのは、当該親族資産損失金額が生じた年とします。

第5項は、平成23年度分の申告書に、「第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合に限り適用する」とあり、「その提出期限後において町民税の納税通知書が送達されるときまでに提出されたもの及びその時点までに提出された確定申告書を含む」とされていますが、今年度の申告については、現時点で申告書に記載がない、今後出てきた場合には、これらの申告書にその記載がないことについて、やむを得ない理由があると町長が認める場合により、適用することとなります。

続いて、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例。第23条は、主な改正概要で申し上げましたとおり、震災により居住の用に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について、引き続き税額控除を適用できることとします。

住宅借入金等特別税額控除は、所得税で申告しないと住民税での税額控除ができないため、所得割の納税者が前年分の所得税につき、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定の適用を受けた場合の読替規定等であります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。ただし、附則の2条を加える改正規定（附則第23条に係る部分に限る）は、平成24年1月1日から施行する、という内容でございます。

なお、36ページから39ページにかけて、新旧対照表がございます。後ほどご覧いただきたいと思っております。雑駁な説明ではありますが、以上のとおりです。

御代田町町税条例の一部を改正する条例案をご提案いたしますので、よろしくご

審議の程、お願いいたします。以上でございます。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第21 議案第60号 御代田町国民健康保険条例の一部を改正する

条例案について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第21 議案第60号 御代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） それでは議案書の40ページをお願いいたします。

議案第60号 御代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例案について御代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

41ページをお願いいたします。

御代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

御代田町国民健康保険条例の一部を、次のように改正する。

第6条第1項中、「35万円」を「39万円」に、「三十五万円」を「39万円」に、「三万円」を「3万円」に改める。

附則第4項を削る。

附則

（施行期日）1. この条例は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

（経過措置）2. 施行日前に出産した被保険者に係る国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

というものでございまして、今回の改正は経過措置といたしまして、平成21年

10月から本年の3月まで、この条例の35万円を39万円として読み替えまして、上限42万円の支給をしてきております。これを経過措置としての期限が切れることから、これを恒久的に適用すべく、条文を改正するものでございます。

ご審議のうえ、お認めをいただきますようお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

武井 武議員。

（9番 武井 武君 登壇）

○9番（武井 武君） 9番、武井であります。

先ほど町長の招集のあいさつにもありましたとおり、予算につきまして骨格予算から実行予算に、政策予算と組みかえつつあるということございまして、大変うれしく思ったわけでございますけれども、残念ながら、この国保税条例の一部改正を見ますと、この前の町長選で町長が立候補しました。国保税1万円減額と、財源はあるんですよ、同和対策事業4,000万円を削り、そのうちの2,500万円を1軒1万円削りますと。こういうお約束なんです。その前、当選してから、私も議員になってからずっと一般質問を通しながら、あるいは国保の税条例の改正が出るたびに、町長にお聞きをしてまいったわけなんです。ところが、ただいま調査中です、あるいは検討しております、何しております、で、いまだかつてこの税条例の改正が出てこないわけでございますけれども、財源はあるんですよ、町長、財源のないものではなくて、財源はあるんですよ。町長の言うとおり。ですから、これをいつ、この条例をいつ提出し、いつから実行するお考えか、お聞かせください。

国保税条例の一部改正でございますから、何でその1万円をこの改正に上げてこなかったか、そのことをお聞きしているわけなんです。

○議長（柳澤 治君） 武井 武議員に申し上げます。

国保税条例ではなく、国民健康保険条例。

○9番（武井 武君） 間違えました。すみません。

○議長（柳澤 治君） 税条例はまた別にありますから。

○9番（武井 武君） そのとおりで、御代田町国民健康保険条例なんです、だからそれでいいですよ。それで、国保の保険料を1万円まけますということ、ですから、こ

の国保、保険条例にかえればいいでしょう。そこへ盛り込めば。何で提出しないんですか。

○議長（柳澤 治君） いずれにしても、速やかにどちらか、町長か担当課長、答えてください。

茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） それでは、提案している内容とは大分違うかと思えますけれども、お尋ねですので、議長の許可がありましたので、答弁をさせていただきたいと思えます。

この国保の問題につきましては、基本的な考え方として、まずこの国保制度というものを継続していく、継続可能な国保制度ということによりまして、いわゆる国民皆保険制度というものを堅持することによって、すべての国民が何らかの保険を受けられるようにしていくという、これまでの国の優れた制度というものを継続していくということが基本にあるかと思っております。

1期目の4年間の中で、1期目につきましては、国保税1万円の引き下げという公約をいたしました。この実施といえますか、検討する過程で、例えばその中で国保に大きくかかわる後期高齢者医療制度というものが始まり、将来の高齢者の医療制度というものに対する不透明な状況が発生いたしました。また、その後のリーマンショックによる景気の大規模な下落によりまして、町民の皆さまの所得の大きな落ち込みというような事態も生まれました。こうした中で、1期目の選挙で掲げました国保税の引き下げについては、これについては、実施ができないということで、その都度答弁をしてまいりました。そうした1期目の取組みの教訓から、2期目につきましては、現状では引き下げるということはできない、つまり、引き下げたまた国保会計が不安定な状況になったのでは、混乱を招きますので、そうした状況から2期目につきましては、現状の国保税を据え置いていくという、つまり値上げはしないという考え方で進めていきます。それは、最近の新聞などを見ても、いろいろな各自治体では国保税の引き上げという事態が起きておりますが、御代田町ではこの国保税を当面据え置いていくということを大きな目標として掲げて、そのためにこの会計が赤字になった場合には一般会計からの繰入もして、据え置いていくということで2期目については考えております。



この国保税の一番大きな問題は、医療費が急激に伸びを示しているという点であります。そうしたことから、安定した国保制度というものを堅持するためには、この増加していく医療費というものをいかに抑えるかということが基本に据えられなければ、根本的な対策にはならないと考えて、したがって、健康なまちづくり推進プロジェクトということで、町民の皆さんが健康で暮らせるということを通じて医療費を抑えていくということを1期目の中でも進めてまいりました。

本日、冒頭の招集あいさつでも申し上げましたが、総医療費につきましては、21年度と比較して1,000万円ほどの減になったということがあります。それは、インフルエンザ、新型インフルエンザが落ち着いたということもありますけれども、基本的にはやはり20年度から開始した特定健診を始め、予防を重視すると。この政策の転換が効果が出始めたというふうに考えられます。町では、保健師の増員ということの基本にしまして、地域の保健指導員の皆さまの活動を、いっそう活発にすること、また、今保健福祉課では、例えば介護予防教室でありますとか、いきいきサポーターの養成講座でありますとか、さまざまな健康で生活できるうえでのメニューを用意して、こうした各種の取組みを行っています。したがって、今後、更にこうした病気にならない、病気の予防をしていくという点での政策を進めることによって、安定した国保制度の堅持ができるものと考えております。したがって、2期目の考え方としては、現状の状況を上げることしないで据え置いていくということに全力を挙げていくというふうにさせていただいております。以上です。

○議長（柳澤 治君） 武井議員に申し上げます。

武井議員の質疑は、日程第21 議案第60号の上程議案と外れた質疑をしていますので、上程に合った質疑をしてください。

武井 武議員。

○9番（武井 武君） ですからね、私はそんな今の施策を聞いているんじゃないんですよ。今の施策を。何で町長はこの国民健康保険、1期目のときに何で同和対策事業を削った4,000万円、そのうちの2,500万円を国保の財源としますと、それで予算を組みますと、財源としますと、財源というか、予算を組みますと言ったんですよ。

○議長（柳澤 治君） 武井議員に申し上げます。

上程議案から外れていますので、失言をやめてください。

○9番（武井 武君） はい、わかりました。

終わります。また改めて。

○議長（柳澤 治君） ほかに質問のある方はございませんか。挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第22 議案第61号 平成23年度御代田町一般会計補正予算案

について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第22 議案第61号 平成23年度御代田町一般会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） 議案書の43ページをお願いいたします。

議案第61号 平成23年度御代田町一般会計補正予算案についてをご説明をいたします。

今回の一般会計の補正予算ですけれども、町長の招集のあいさつにもございましたとおり、本年度町長選挙があったということでありまして、骨格予算を含みました。そして、選挙が終わったことにより、本予算を編成するというのが一番大きな内容となっております。それと併せまして、人事異動等がございまして、人件費の増減、それから必要な事業の増減等がございまして、今回の補正予算となるというのが主な内容の主旨でございます。

それでは予算書の1ページをお願いいたします。

平成23年度御代田町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ2億3,961万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ66億9,576万

2, 000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加及び変更は、第2表地方債補正による。

資料ですけれども、資料番号、先ほど専決補正のところをお願いした資料、資料番号1をお願いをいたします。これの5ページをお願いをいたします。よろしいでしょうか。

平成23年度一般会計補正予算(第1号)。歳入。

款14、国庫支出金。項1、国庫負担金。補正額で50万円。障害者自立支援給付負担金が50万円です。

項2、国庫補助金。補正額で9,712万7,000円です。主な内容といたしまして、社会資本整備総合交付金3,575万円。まちづくり交付金4,712万7,000円。都市公園事業補助金1,425万円であります。これにつきましては、骨格予算ということでありまして、当初予算には落としてあったものであります。内容については、歳出の方でご説明をいたします。

続きまして款15、県支出金。項2、県補助金。補正額109万1,000円です。内容ですけれども、森林整備地域活性化支援交付金で100万3,000円。それから地域発元気づくり交付金866万円。それから、「笑顔で」、申しわけございません、これ「投光」というのは、申しわけございません、学校へ登校する、の「登校」にご訂正をいただきたいと思えます。笑顔で登校支援事業補助金72万2,000円です。

続きまして、18の繰入金であります。項1、基金繰入金。補正額163万7,000円です。地域振興基金からの繰入金でありまして、光をそそぐ交付金の繰入であります。

款19、繰越金。項1、繰越金。補正額で2,000万円。前年度の繰越になるわけですけれども、今回の補正の財源とさせていただきます。今回の補正の財源につきましては、この2,000万円の繰越金と、それから予備費に財源を留保してありましたけれども、その両方の財源を使わせていただきました。

ちなみに、平成22年度の予備費ということで、先ほどご説明いたしましたけれ

ども、3億8,381万6,000円ということで、これは予備費の予算に計上をしてあるものでございます。実際の決算になれば、もう少し増えるというふうに考えております

続きまして、款20、諸収入。項1、雑入。補正額106万8,000円であります。これにつきましては、タクシー券の売り払い収入81万6,000円。それから太陽光発電の買い取り電気料で25万2,000円。これにつきましては、当初予算からは落ちていたということで、今回、計上させていただきました。

それから続きまして款21、町債。項1、町債。補正額で1億1,780万円あります。このものにつきましては、先ほど国庫補助で申し上げた事業の起債の充当でございます。

歳入合計で2億3,961万8,000円でございます。

続きまして次のページの6ページをお願いいたします。

款1、議会費。項1、議会費。537万1,000円の減であります。議員1名減ということで、予算、当初14名ということでありましたけれども、1名減ということで、報酬、共済等の減額であります。

款2、総務費。項1、総務管理費。補正額426万5,000円の減額の補正であります。主な内容ですけれども、タクシーの借り上げ料ということで、173万7,000円ということでありまして、いままで75歳以上というものでありましたけれども、70歳以上ということで、8月から実施をしたいということで、予算を計上させていただきました。それからまちづくり活動支援金ということで、200万円、これも8月から事業実施をさせていただきたいということで、1団体20万円の10団体分ということで、200万円予算計上をさせていただきました。

続きまして款3、民生費。項1、社会福祉費。補正額で593万9,000円の増額の補正であります。主な内容で、緊急通報サービスの業務委託料で85万1,000円です。

それから項2、児童福祉費。補正額で1,173万2,000円の増額の補正であります。子育て応援金の280万円ということで、先ほどの保育料等の、ま、保育料の話は出ていないんですけれども、保育料等の減額云々というようなところで、子育て応援金を実施するというものでありまして、町長の任期中につきまして実施してきたわけですけれども、当初予算ではこれを落としたということで、今回

のここで補正をさせていただきました。

続きまして款4、衛生費であります。項1、清掃費。補正額で133万3,000円の増額の補正であります。廃棄物処理施設調査研修費ということで、128万円の増額の補正であります。これにつきましても、22年度予算にいわゆる研修費ということで面替地区の皆さんの研修、ごみの焼却場等の研修ということで予算計上させていただいたわけですけれども、町長選挙等がございまして、事業実施ができなかったということで落とさせていただきまして、新たにこのところで23年度で研修費、自動車の借り上げ料を含めまして、補正をさせていただきました。

それから款6、農林水産業費。項2、林業費であります。補正額で587万3,000円です。主な内容といたしまして、松くい虫の防除対策業務231万8,000円。それからまちづくり交付金事業で465万円です。この内容ですけれども、森林公園ということで、真楽寺の方から土地を寄附いただきまして、現在、公園を整備しておりますけれども、この公園の案内板、それからウッドチップの敷き均し等の経費でございます。

款8、土木費。項2、道路橋梁費。補正額で2億1,000万円でございます。まずまちづくり交付金事業で1億3,000万円です。これにつきましては、浅間幹線、浅間幹線というのは通称千メートル林道ですけれども、この浅間幹線、それから上小田井雪窓線の事業を実施いたします。

続きまして、地方道路整備事業で4,500万円。これが小田井追分線、いわゆる山ノ神と言っておりますけれども、栄町の、このところの工事費でございます。

それから橋梁の修繕事業で2,000万円というものでありまして、ふるさと大橋、露切峡、三ツ谷橋などの、いわゆる橋梁の修繕事業でございます。

項4、都市計画費。補正額3,150万円です。都市公園の整備事業ということでありまして、雪窓公園、龍神の杜公園、やまゆり公園の設計と工事費等でございます。

次のページ、7ページをお願いいたします。

款9、消防費。項1、消防費。補正額282万2,000円です。災害の支援職員等の経費222万2,000円ということでありまして、職員が今回の震災で、災害派遣に行くということが考えられますので、そのための経費でありまして、そのための旅費、それから時間外勤務手当など4人分の経費を計上をさせてい

いただきました。

款10、教育費。項3、中学校費。補正額354万円です。内容ですけれども、水道料、下水道料、下水道使用料354万円というものでありまして、学校給食からの組替えというものでありまして、これは請求書が一括で来るということで、中学校費の方に組みかえをさせていただきました。

それで項6、学校給食費が303万6,000円です。これもこのところから組替えをしたというものでありまして、実際の学校給食にかかった経費につきましては、別メーター、小メーターを付けてまして管理をしていくということでありまして、それから学校給食米の加工手数料586万円でありまして、これにつきましては、先に全協等でご説明をしてあるという内容のものでございます。

款14、予備費。項1、予備費。補正額で3,764万4,000円の減額の補正であります。この予備費につきましては、先ほど申し上げましたけれども、今回の補正財源として当初予算で留保させていただいたものを使わせていただいたというものでございます。

補正額の合計で、2億3,961万8,000円でございます。

それでは、予算書の5ページにお戻りいただきたいと思っております。

第2表地方債補正。追加ということでありまして、起債の目的、一般公共事業ということで、先ほど公園等の整備事業ということで申し上げましたけれども、この関係の起債でございます。限度額が1,280万円。起債の方法、証書借入または証券発行。利率、年4%以内。それから償還の方法ということで、同じ内容でございます。

続きまして変更であります。起債の目的、社会資本整備総合交付金事業。補正前の額で、限度額810万円。補正後の額で限度額2,630万円の増額の補正で、3,440万円。

まちづくり交付金事業。補正前の限度額で8億7,810万円。補正後の限度額ということで、7,870万円の増額で、9億5,680万円の限度額というものでございます。起債の方法、利率、償還の方法については、同じでございます。

説明については以上でございます。よろしくご審議の程、お願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

武井 武議員。

(9番 武井 武君 登壇)

○9番(武井 武君) 9番、武井であります。

財源の問題について、町長にお聞きをいたします。

これも第1期の公約で、保育料を下げます、それは理事者の給料を減額をして、それを財源に充てて、保育料を下げます。ところが、保育料は下がらなかったですよ。その代わりに、子育て応援金というような名前を付けて、招集あいさつでもありましたが、1戸ですか、1人ですか、2万円ずつ交付を続けていきます。この財源が先ほど企画財政課長の説明でありますと、この補正予算の財源は、予備費と繰越金をもって充てましたと。町長の理事者の報酬を削って財源にしましたということはないですよ。この財源は、ちょっとどこから持ってくるつもりでいますか。

○議長(柳澤 治君) 茂木町長。

(町長 茂木祐司君 登壇)

○町長(茂木祐司君) お答えしたいんですけども、武井議員の言っていることは、ちょっと全然話がごちゃごちゃになっています。それはこの子育て応援金を始めたのは、私が1期目の町長選挙で理事者の3割カットということを出しました。その中で、理事者の給与を削減した分を形に見えるように、見えるような形で、実施をしようということで、それは子育て応援金ということであって、武井議員の今のお話を聞くと、保育料を引き下げのために理事者の給与を3割カットするんだよというような、そういうことは選挙の公約には全くありません。もうちょっとよく申しわけありません、そこら辺は正確に言っていたきたいんですけども、それで、いずれにしましても。

○議長(柳澤 治君) 武井議員に申し上げます。発言は議長が許可してから発言してください。雑談にならないようにお願いします。

○町長(茂木祐司君) いずれにしましても、子育て応援金という制度が、当初私は保育料の引き下げということを考えていましたが、しかし、保育料をいったん引き下げてしまえば、またいろいろあったときに、この引き上げという事態が生まれるということでは、やはりまた混乱が生じるだろうということで、これは担当課の中でい

ろいろな議論の中で、保育料の引き下げではなくて、子育て応援金という形で保育料の一部を支援するという事で、これは始めました。その財源のあり方そのもの等もありますけれども、この制度、この子育て応援金というのは、非常にやはりよくできた制度であり、大変歓迎されている制度でありますので、引き続き財源を捻出して継続していくという内容でありまして、この点については、2期目の選挙公約でもこの子育て応援金の継続ということは申し上げてあります。それを実行したということでもありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 武井 武議員。

○9番（武井 武君） ですから、保育料は何もいいんです、だから、この子育て応援金、理事者の報酬をカット、給料カットしてそれを財源に充ててこの事業を実施します、こういうふうに言ったんですよ、町長、こういうふうに。ですから、この財源は町長の報酬、給料は下がっていないでしょう。これだけのものを生み出す財源はないでしょう、どこからこの財源を持ってくるんですかと聞いているんですよ。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 武井議員のご質問は、いいんですけれども、申しわけありません、議会で質問されるときは、もうちょっと前後の関係をきちんと正確に言っていただかないと、全部ごちゃごちゃになっていますので、ちょっとそれは議論が違うかなと思っておりますので。もう一度ご指摘いただくのは結構ですけれども、その前後の関係、その他正確にご指摘いただければと思います。

○議長（柳澤 治君） 武井 武議員。

○9番（武井 武君） 町長ね、1期目の公約のあれもまた持ってきて、ここでやらなきゃわからないですか。だって町長が書いたんですよ、あれ。自分の報酬、理事者の報酬を削って、保育料を下げます、それを財源に充てますと。そういうふう書いてあるんですよ。では持ってきてまたやりますね、はい、わかりました。終わります。

○議長（柳澤 治君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。



――日程第23 議案第62号 平成23年度御代田町国民健康保険事業勘定

特別会計補正予算案について――

○議長（柳澤 治君） 日程第23 議案第62号 平成23年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） それでは、議案書の44ページをお願いいたします。

議案第62号 平成23年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

平成23年度御代田町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に変更はないものとする。

2. 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、第1表歳出予算補正による。

今回の補正では、歳入についてはございません。歳出での予算の組替えという形になります。

2ページをお願いいたします。歳出でございますが、款4、項1、前期高齢者納付金等でございますが、既定額に12万円を増額するものでございまして、これは額の確定により不足が生じておりまして、今回お願いをするものでございます。

款5、老人保健拠出金。項1、老人保健拠出金でございますが、既定額から90万円を減額するものでございまして、これも額の確定によるものでございます。

款10、諸支出金。項1、償還金及び還付加算金でございますが、既定額に27万8,000円を増額するものでございまして、前年度の国庫負担の超過分の返還金の確定によるものでございます。最終的に予備費で調整をさせていただきまして、予備費に50万2,000円を増額しまして、歳入歳出合計における補正額は0でございます。

以上でございます。よろしくご審議の程をお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第24 議案第63号 平成23年度御代田町簡易水道事業

特別会計補正予算案について―――

○議長(柳澤 治君) 日程第24 議案第63号 平成23年度御代田町簡易水道事業  
特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

(建設課長 荻原 浩君 登壇)

○建設課長(荻原 浩君) 議案書の45ページをお願いいたします。

議案第63号 平成23年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案について

根拠法令等は同様ですので、省略をさせていただきます。

第1号を別冊のとおり提出いたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

平成23年度御代田町の御代田町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ8,870万3,000円とする。

2項につきましては、次の2ページになります。歳入でございます。

款4、繰入金。項2、基金繰入金。既定額0のところから400万円の増額をお願いいたします。御代田簡水の経営基金積立金からの繰入れでございます。

合計いたしまして、400万円の増額をお願いいたします。

次のページでございますが、歳出でございます。

款3、繰出金。項1、他会計繰出金。既定額に413万9,000円の増額をお願いいたします。小沼簡水特別会計事業の増額のため、繰り出しとなるものでござ

います。

款5、予備費。項1、予備費。既定額から13万9,000円の減額をお願いいたします。こちらは歳入歳出の調整減でございます。

以上のとおりご審議をお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第25 議案第64号 平成23年度御代田町小沼地区簡易水道事業

特別会計補正予算案について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第25 議案第64号 平成23年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） 議案書の46ページをお願いいたします。

議案第64号 平成23年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案について

根拠法令は省略させていただきます。

第1号を別冊のとおり提出いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成23年度御代田町の小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ1,083万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ1億2,196万円とする。

2表につきましては、この後説明を申し上げます。

第2条 地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

2ページ、お願いいたします。歳入でございます。

款4、繰入金。項1、他会計繰入金。既定額に413万9,000円の増額をお願いいたします。御代田簡水の特別会計から繰り入れるものでございます。

項2、基金繰入金。既定額0でございますが、670万円の皆増をお願いいたします。小沼簡水事業の経営積立基金からの繰入金になります。

歳入合計が既定額に1,083万9,000円の増額をお願いいたします。

次のページ、歳出でございます。

款1、経営管理費。項1、総務費。既定額に1,000万1,000円の増額をお願いいたします。臨時職員の1名増、あと資産調査及び評価業務の委託料の増、あと人事異動に伴う人件費等の増額でございます。

項2、施設管理費。既定額に170万円の増額をお願いいたします。寺沢水系の送水管内部の洗浄工事でございます。

款5、予備費。項1、予備費。既定額から86万2,000円の減額をお願いいたします。こちらは歳入歳出の調整減でございます。

歳出合計いたしまして、既定額に1,083万9,000円の増額をお願いいたします。

続きまして4ページの第2表債務負担行為でございます。事項は町営簡易水道施設等資産調査及び評価委託業務でございます。23年から24年の2年間で実施を計画しております。期間は24年度でございます。限度額が700万円でございます。

以上のとおり、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――日程第26 議案第65号 平成23年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算案について――

○議長（柳澤 治君） 日程第26 議案第65号 平成23年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） 議案書の47ページをお願いいたします。

議案第65号 平成23年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について

根拠条項等は省略させていただきます。

別冊のとおり提出いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成23年度御代田町の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ2,355万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ6億4,116万3,000円とする。

2項につきましては、次の2ページをお願いいたします。歳入でございます。

款2、使用料及び手数料。項1、使用料。既定額に150万円の増額をお願いいたします。下水道使用料の加入者増を見込んでの増額でございます。

款3、国庫支出金。項1、国庫補助金。既定額に500万円の増額をお願いいたします。こちらにつきましては、社会資本整備総合交付金を使いまして、雨水排水事業の基本構想の策定を委託するものでございます。

続きまして、款4、繰入金。項1、他会計繰入金。既定額に1,705万円の増額をお願いいたします。こちらにつきましては、まちづくり交付金に伴う小田井雪窓線の管渠工事、管渠の移設工事を、一般会計より繰り入れて実施するものでございます。場所につきましては、中学校の南側の道路改良工事に伴うものでございます。

歳入合計が既定額に2,355万円の増額をお願いいたします。

続きまして、3ページの歳出でございます。

款1、土木費。項1、都市計画費。既定額に2,347万4,000円の増額をお願いいたします。先ほど入のところで説明いたしました、雨水排水事業の基本構想の策定委託料と、上小田井雪窓線の管渠移設の工事でございます。

款3、予備費。項1、予備費。既定額に7万6,000円の増額をお願いいたします。こちらにつきましては、歳入歳出の調整増でございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

―――日程第27 平成22年度御代田町土地開発公社事業報告、財産目録、  
貸借対照表及び損益計算書の報告について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第27 平成22年度御代田町土地開発公社事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） 議案書の48ページをお願いいたします。

平成22年度御代田町土地開発公社事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の報告について。

平成22年度御代田町土地開発公社の事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を、平成23年5月19日御代田町土地開発公社理事会に提出し承認されたので、地方自治法243条の3第2項により、別紙のとおり報告をいたします。

次のページをお願いいたします。次、まくっていただきまして、右側に1ページとありますけれども、これが土地開発公社の議案書でございます。

議案の第1号ということで、この内容で提出、それから議決をいただきました。

まくっていただきまして、今度は3ページをお願いいたします。

## 平成22年度（第39期）事業報告書

### 1 概要

当社は、公共用地等の先行取得及び管理、処分を行うことにより、御代田町の秩序ある整備と町民福祉の増進に寄与することを目的としている。当年度においては、土地の先行取得はなく、保有土地の売却、それから住宅用地（上ノ林）が1件ありました。

2 理事会の決議事項であります。これは書いてあるとおりでございます。

3 会計（1）財産目録。区分、金額であります。

まず1の流動資産。

（1）現金及び預金。金額で450万9,597円。

（2）公有用地。1億3,813万1,244円。

（3）土地造成事業用地。1億359万2,570円。

資産合計で2億4,623万3,411円でございます。詳細についてはご覧をいただきたいと思っております。

次のページをお願いいたします。4ページです。

## 平成22年度御代田町土地開発公社損益計算書

1. 事業収益 18万2,666円。

（1）公有地取得事業収益 9万8,033円。

（4）附帯等事業収益8万4,633円です。

2. 事業原価

公有地取得事業原価9万8,033円。事業総利益8万4,633円。

3. 販売費及び一般管理費

（1）販売費及び一般管理費ということで、18万6,800円。事業損失10万2,167円。

4. 事業外収益2,709円であります。

経常損失9万9,458円。当期の純損失、それから当期の損失、9万9,458円であります。

それから次、5ページをお願いいたします。

## 平成22年度御代田町土地開発公社貸借対照表

資産の部

1 流動資産 2億4,623万3,411円であります。

書いてあるとおりでございます。

資産合計も同じであります。

負債の部

2 固定負債

(2) 長期借入金 1億7,940万円

長期借入れ同じであります。

負債合計も同額であります。

資本の部

1 資本金

(1) 基本財産 350万円であります。

2 準備金

(1) 前期繰越準備金 6,343万2,869円

(2) 当期純損失 9万9,458円

資本合計で6,683万3,411円です。

負債資本合計で2億4,623万3,411円でありまして、次ページ以降につきましては、今私がお説明申し上げました内容について、詳細に記載がされておりますので、ご覧をいただきたいと思っております。

説明については以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、報告を終わります。

これより、議題に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、平成22年度御代田町土地開発公社事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の報告を終わります。

―――日程第28 平成22年度御代田町繰越明許費繰越計算書の報告について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第28 平成22年度御代田町繰越明許費繰越計算書の報告



についてを議題といたします。

報告を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

(企画財政課長 内堀豊彦君 登壇)

○企画財政課長(内堀豊彦君) 議案書の49ページをお願いいたします。

平成22年度御代田町繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明を申し上げます。

平成22年度御代田町繰越明許費に係る繰越計算書を、地方自治法施行令146条第2項の規定により、別紙のとおり報告をいたします。

次のページをお願いいたします。

平成22年度御代田町繰越明許費繰越計算書

御代田町一般会計。款3、民生費。項1、社会福祉費。事業名、地域介護福祉空間整備等施設整備交付金。翌年度への繰越額ですけれども、1億8,454万8,000円であります。この内容ですけれども、塩野区が7,213万4,000円、一里塚区3,911万4,000円、広戸区3,350万円、それから龍神の杜のステージ、これが3,980万円というものでありまして、町長の招集のあいさつでもございましたけれども、それぞれの公民館、それから龍神の杜のステージ等の繰越でございます。

既収入の特定財源であります。3,949万6,000円。未収入の特定財源で国県支出金で1億2,000万円あります。一般財源で2,505万2,000円でございます。

続きまして、款4の衛生費。項1、保健衛生費。事業名、予防接種事業。内容ですけれども、子宮頸がん等のワクチンの予防接種であります。翌年度への繰越額100万4,000円あります。未収入の特定財源で国県支出金50万2,000円、それから一般財源で50万2,000円あります。

続きまして、款6、農林水産業費。項2、林業費。林道維持補修工事であります。これは森泉山の林道であります。翌年度への繰越額659万4,000円。一般財源であります。

以前にもご説明いたしましたけれども、きめ細かな交付金等につきましては、一般財源扱いをしろということですので、ここの一般財源という欄に載ってき

ております。

続きまして、項3、農地費であります。まちづくり交付金事業、水路改良。下藤塚3工区、4工区であります。繰越額で910万8,000円。未収入の特定財源で、国庫で495万3,000円。その他で、町債で310万円。一般財源で105万5,000円であります。

続きまして、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金であります。これは雪窓湖の溜め池の整備工事であります。繰越額で630万5,000円あります。未収入の特定財源で、県補助で300万円、一般財源で330万5,000円あります。これについても、先ほどご説明いたしましたけれども、3月の補正と専決によりまして、繰越の合計額が330万5,000円ということでありまして、その財源をここで繰越をしているという内容であります。

続きまして、農地活性化緊急基盤整備事業であります。清万の溜め池の改修事業であります。繰越額で609万円。未収入の特定財源で、国庫で304万5,000円、その他で町債で300万円。一般財源で4万5,000円あります。

続きまして、款7、商工費。項1、商工費。観光案内板設置工事であります。これも、きめ細かな交付金事業であります。翌年度への繰越で120万円、一般財源で120万円あります。

款8、土木費。項2、道路橋梁費。町道維持補修工事であります。内容ですけれども、浅間幹線、それから平和台団地、それから十石の馬瀬口であります。翌年度への繰越で954万円あります。一般財源で954万円で、きめ細かな交付金であります。

続きまして、まちづくり交付金事業、道路改良。雪窓向原線の道路改良、それから街路工事等であります。繰越額で5,050万7,000円。未収入の特定財源で1,898万8,000円。町債で2,360万円。一般財源で791万9,000円あります。

続きまして、地方道路整備事業。広戸御代田停車場線の工事であります。翌年度への繰越額で4,998万円。未収入特定財源の国庫で2,748万9,000円あります。その他の特定財源で2,240万円。一般財源で9万1,000円あります。

項1、都市計画費。事業名、住宅リフォーム補助事業。翌年度への繰越が1,000

万円であります。これもきめ細かな交付金でございます。一般財源といたしまして  
1,000万円でございます。

説明につきましては、以上でございます。よろしくご審議の程をお願いいたします。  
す。

○議長（柳澤 治君） 以上で、報告を終わります。

これより、議題に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

武井 武議員。

（9番 武井 武君 登壇）

○9番（武井 武君） 9番、武井であります。

町長のお考えを1点だけお聞きしたいと思います。

この繰越明許費の住宅リフォーム補助事業。これも町長の公約におきましては、  
12月の補正ですか何かでとりまして、御代田町が一番率のいい補助金を差上げ  
ます、ということの大きな宣伝をしたように記憶しております。その中で、オフ  
トークを聞いておりますと、この受付を平成23年4月1日から受付を開始をして  
おります。こういうふうにオフトークでは放送されたように私は記憶しているわけ  
でございますけれども、ということになりますと、何で22年度への繰越明許にこ  
れしなければいけないわけなんですか。それで先ほどの補正予算の説明でも、廃棄  
物処理施設調査研究費は22年度予算で計上させていただきましたが、町長選でい  
ろいろなことがございまして、これについては補正予算で削減をし、新たに23年  
度の補正予算で計上をさせていただきますというふうに企画課長の方から説明を  
いただきました。この住宅リフォーム、何で23年4月1日から実施のものがこの  
繰越明許費で言わなければいけないのか。何で22年度でこれを専決補正なり何な  
りで削減をし、23年度の予算に計上をできなかったのか、お聞かせください。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 住宅リフォームの関係は、国の補助金を活用して実施するという  
経済対策ですね。それで、これについては、その経済対策の予算をどういう事業を  
やるかという中に住宅リフォームの助成制度を盛り込みました。これにつきましては  
は、できるだけ早く原案をまとめて、町民の皆さまにもお知らせして、早くに実施

をしようとしてしまったけれども、なかなかこの制度そのものも非常に、これまでに経験のない、いわゆる個人経営の町内の業者さんなどが主な発注先となるということや、いろいろ条件的なことで、そのときに上田市やその他の近隣の自治体でも取り組みを始めていましたので、あわてて始めてトラブルのもとになってはいけないので、しっかりと調査をして実施をしようということで、これについては周知期間も含めまして4月1日からの実施とさせていただきましたが、ただいま武井議員が言った、その実務上の問題については、私の方ではちょっとわかりませんので、必要があれば担当者の方から説明させていただきます。

○議長（柳澤 治君） 武井 武議員。

○9番（武井 武君） 小諸市さんは、この前の信毎を見ると、160何件、6月だか5月に入ってから受付を開始し、その場でもういっぱいになってしまいました。この今回の6月補正、23年度予算へ盛り込んで、また追加で事業費を上げていきたい、こういうことだと思うんですよ。ですから、22年度で事業実施ができないものを、なぜ繰越明許までしてやらなければいけないのか、なぜこれ22年度予算でこれを落とせなかったのか、聞いているんです。22年度予算でなぜ落とせなかったのか。

○議長（柳澤 治君） 内堀企画財政課長。

○企画財政課長（内堀豊彦君） 武井議員のご指摘の部分については、あたらずと言えども遠からずという部分のところがありまして、2つの手法が考えられるというふうに考えられます。

まず1つについては、4月1日から実施するのですから、まず落として、それからじゃあ4月以降に予算を盛る、これも1つの手法であります。それからあともう1つの手法が、今回の繰越ということでありまして、実質的にもう予算を計上し、事業を実施することは決めました。決めた中で、実施時期を本来であれば2月3月ということで、年度内に実施することが望ましかったと思いますけれども、その実施時期がどうしてもいろいろな調査、それから適正な事業執行等のために延びてしまったということの中で、繰越をさせていただいたということで、再度ご説明いたしますけれども、武井議員が言われていることのご指摘については、反面当たっておりますし、また、反面、我々の予算の組み方におきましても、誤りではないということで、どちらの手法もとれたとは思いますが。そんなようなことの中で、事業をきちんと実施をしていくということに主眼を置かせていただいて、今回、このよう

な形をとらせていただいたということでご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（柳澤 治君） 武井 武議員に申し上げます。

3回を超えますので、まとめてください。

○9番（武井 武君） ですから、わかるんですよ、それは。町長はだれにも相談もなく、これは蛇足になりますからこれで終わりますからいいですけども、だれにも相談もなく、副町長だけは辞めさせる、辞めさせたんですよ。簡単に。ですから、なぜこの1,000万円、あれだけ12月議会で、あるいは3月議会で御代田町20万円減で一番いい補助なんです、補助なんですよと言っておきながら、なぜそれが早く実施ができなかったのか、そこを町長の決断の鈍さといいますか、まことに調子がおよろしく、先ほどの質問もそうですけれども、前後左右わかっていないのがあなた様だということをお願いして、終わります。

○議長（柳澤 治君） ほかに質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、平成22年度御代田町繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。以上で、すべての議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第59号から議案第65号までについては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり各常任委員会に付託することに決しました。

――日程第29 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める

ことについて――

○議長（柳澤 治君） 日程第29 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

(保健福祉課長 土屋和明君 登壇)

○保健福祉課長(土屋和明君) それでは議案書の51ページをお願いいたします。

諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によって、議会の意見を求める

記

住 所 御代田町大字御代田2429番地6

氏 名 櫻井 雄一

生年月日 昭和19年2月22日生

櫻井雄一氏におかれましては、平成20年10月1日より人権擁護委員として活動をいただいておりますけれども、本年9月30日をもって任期が満了となるため、同氏を再度推薦したいとして、議会の意見を求めるものであります。よろしくお願いをいたします。

○議長(柳澤 治君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本案は、質疑・討論を省略し、ただちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、諮問第3号を採決いたします。

本案は、適任することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任という意見を付することに決しました。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 3時03分